

第2次新庄市男女共同参画計画

～みんなでつくる 女（ひと）・人（ひと）・男（ひと）

支えあい ともにきらめく 新庄のまち～

（令和5年度～令和9年度）

- ・新庄市職業生活における女性活躍推進計画
- ・新庄市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画

令和5年3月
山形県新庄市

新庄市男女共同参画計画の策定にあたって

近年、ライフスタイルや家族形態の多様化など、私たちの仕事と生活を取り巻く状況は大きく変化しています。

SDGsにおいても「ジェンダー平等」が一つのテーマとして位置付けられている今日、ワーク・ライフ・バランスの理解度などは上昇しているものの、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりは、未だに根強く残っています。性別によって負担や責任が偏ることにより生じる様々な課題を解決していくためには、世代を超えた男女の理解の下、多様な取り組みが必要です。

本市では、社会状況の変化や市民アンケートの結果等を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現をはかるため、このたび第2次新庄市男女共同参画計画を策定しました。

今後、この計画をもとに市民一人ひとりが、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）を問い直し、全ての人の人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性を発揮することができる社会づくりのための取り組みを進めてまいります。

男女共同参画はあらゆる分野に関わることから、市民・企業・地域活動団体等、多くの方々とともに、力を合わせて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「新庄市男女共同参画計画策定委員」の方々、また、市民アンケートを通して貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

新庄市長 山尾 順紀

目 次

第1章 計画の策定

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	
3	計画の基本理念	
4	計画の期間	2
5	本市の現状と課題	

第2章 基本目標

	計画の体系	3
基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識を高めるまちづくり	4
基本目標Ⅱ	個性と能力を發揮し働くことができるまちづくり 【新庄市職業生活における女性活躍推進計画】	7
基本目標Ⅲ	お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり	11
基本目標Ⅳ	安心できる暮らしが広がるまちづくり 【新庄市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画】	13

第3章 推進体制の充実

参考資料

◆男女共同参画社会基本法	22
◆山形県男女共同参画推進条例	27
◆市民アンケート調査結果	32

第1章 計画の策定

1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています(男女共同参画社会基本法第2条 平成11年法律第78号)。

現在、我が国では、男女共同参画社会の実現により、幅広く多様な人々を包摂する社会の実現のため「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に策定されました。

本市においても、「新庄市男女共同参画基本計画(平成15年3月)」、「新庄市男女共同参画アクションプラン(平成19年3月)」、「新庄市男女共同参画計画(平成30年3月)」を策定し、男女共同参画に関する課題を解決する取り組みを実施してまいりました。しかし男女共同参画社会を実現するには、根強く残る固定的な性別役割分担意識(※)への対応や、働き方の見直し、あらゆる暴力の防止、ジェンダー平等など粘り強い取り組みが必要です。

こうしたことから、様々な課題への対応を図り、本市における男女共同参画を一層推進するために「第2次新庄市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画計画(令和3年3月)を参考とし、本市における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。第5次新庄市総合計画(令和3年3月)をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画分野を強化する個別計画です。また、本計画基本目標Ⅱを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、基本目標Ⅳを、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の基本理念

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無や国籍などの違いを越え、自立し、助け合い、お互いを敬愛し、それぞれが家庭・地域・職場での役割を果たして、地域社会全体が支えあい、ともにきらめいて活動していけるよう次の基本理念を掲げ、施策を推進していきます。

『みんなでつくる

女(ひと)・人(ひと)・男(ひと)

支えあい ともにきらめく 新庄のまち』

※固定的な性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」というように、性別の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。令和7年度中に計画の中間検証を行い、令和8年度からの2年間で次期計画に向けた準備を行います。

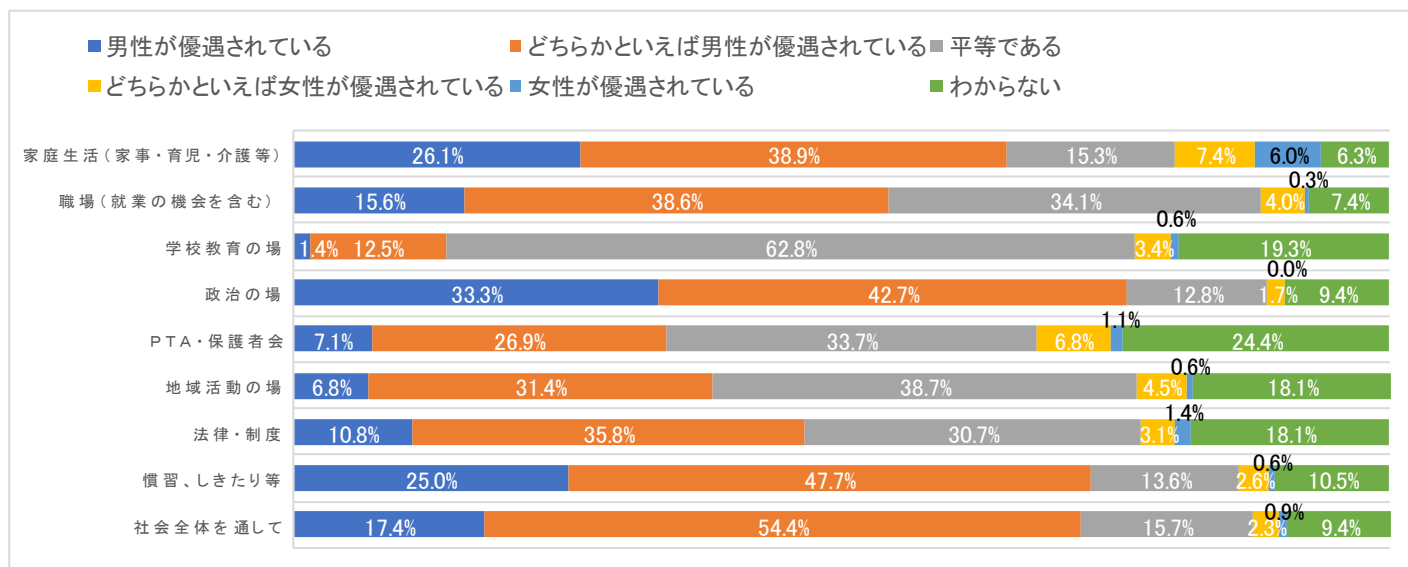
5 本市の現状と課題

本市では市民に対し男女共同参画社会に関するアンケート調査（令和4年2月実施）を行い、男女共同参画に対する意識や実態を明らかにしました。アンケートでは、性別による固定的な役割分担意識が少なからず存在し、学校教育の場を除く地域・家庭・職場等の分野において男女の不平等を感じている傾向が見られました（下表1 問1参照）。

また、性的マイノリティに係る用語の関する認知度の問では、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合計した割合は、カミングアウトは80.1%、LGBTは74.7%、セクシュアル・マイノリティは65.0%となり、認知度の高さが伺えました（問23参照）。さらに、セクハラやストーカー行為、DVやデートDV、パワハラなどを受けた場合、そのことを誰かに打ち明けたり相談したりしたかという問に対し、相談しなかったが40.6%に上り、一人で抱え込んでしまうといった実態が明らかになりました（問19参照）。

以上の現状から、本市においても男女共同参画社会に向け継続的に取り組んできたものの、社会の変化によって課題が多様化しており、いきいきとした生活を送るためには様々な場面で改善が求められています。

あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。



《R3男女共同参画社会に関するアンケート(問1)／新庄市》

第2章 基本目標 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主な施策
みんなでつくる (ひと) 女 ・ (ひと) 人 ・ (ひと) 男 支えあい ともにきらめく 新庄のまち	I. 男女共同参画の意識を高めるまちづくり	① 固定的な性別役割分担意識と社会的慣行の変革	(1) 市民への男女共同参画に関する各種情報の発信、啓発活動の展開
		② 男女共同参画を推進する教育と学習の充実	(1) 家庭、学校、地域における男女共同参画を推進する教育の充実 (2) 生涯を通じた男女共同参画学習の充実
	II. 個性と能力を發揮し働くことができるまちづくり	① 一人ひとりが力を發揮して働ける職場環境づくり	(1) 男女共同参画に関する法律・制度の普及 (2) 雇用における均等な機会と待遇の確保の促進 (3) 各種ハラスメント防止の促進と対策
		② 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 働き方の見直しを促す取り組みの推進と両立に向けた働く場への支援の充実 (2) 男性の家事・育児・介護等を含めたワーク・ライフ・バランスの促進 (3) 多様なニーズに応じた子育て支援の充実 (4) 子育てに関する相談・支援体制の充実
	III. お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり	① 男女ともに活躍できる地域活動の推進	(1) 自治会、NPO等地域で活躍する組織への連携・支援
		② 女性の政策・方針等決定の場への参画の推進	(1) 政策・方針等の決定過程への女性参画の拡大
	IV. 安心できる暮らしが広がるまちづくり	① あらゆる暴力の根絶と予防・被害者支援の充実	(1) あらゆる暴力を防ぐ環境づくり (2) 相談体制、サポート体制の整備と周知
		② 生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及
		③ 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	(1) 貧困、高齢、障がい、海外からの移住等により生活上の困難に直面する人への支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 若者の自立支援と多様性を尊重する環境整備
		④ 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災施策への男女共同参画の視点導入 (2) 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり

『男女共同参画の意識を高めるまちづくり』

施策の方向①『固定的な性別役割分担意識と社会的慣行の変革』

○施策の背景

これまで、男女共同参画を推進する様々な取り組みが進められてきたものの、固定的な性別役割分担や社会的な制度や慣習は依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担とは、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことで、若年女性の首都圏流出の要因の一つとしても指摘されています（※）。

市民を対象として実施した男女共同参画社会に関するアンケート（令和4年2月実施）では、「男女の立場は平等になっているか」という問いに対し、「習慣、しきたり等」「社会全体を通して」で「男性が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」で70%以上と高い回答率を示しています。これらの回答からも、本市における市民の意識にも表れています。

男女共同参画意識の浸透を図るためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の醸成・再生産が行われないう、行政を中心とした男女共同参画に関する情報の収集・発信に努める必要があります。また、必要などころに適切な情報が届くよう、情報発信の検討を行う必要があります。

主な施策

（1）市民への男女共同参画に関する各種情報の発信、啓発活動の展開

- ・性別や国籍による固定的な役割分担意識にとらわれない広報物の作成および周知に努めます。
- ・毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」の期間に、国、県、関係機関と連動し啓発活動を展開します。
- ・山形県男女共同参画センター等との連携を強化します。



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

※ 若年女性の首都圏流出の要因：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」（令和2年3月）によると、地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられている。

〈基本目標Ⅰ 施策の方向①の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
「男女共同参画社会」という用語の周知度 (出典)男女共同参画社会に関するアンケート	男性 83.1% 女性 78.4% (R4)	男女とも 100% (R9)	社会 教育課
男女共同参画に関する広報 (出典)社会教育課調べ	年2回 (R3)	年5回 (R9)	社会 教育課

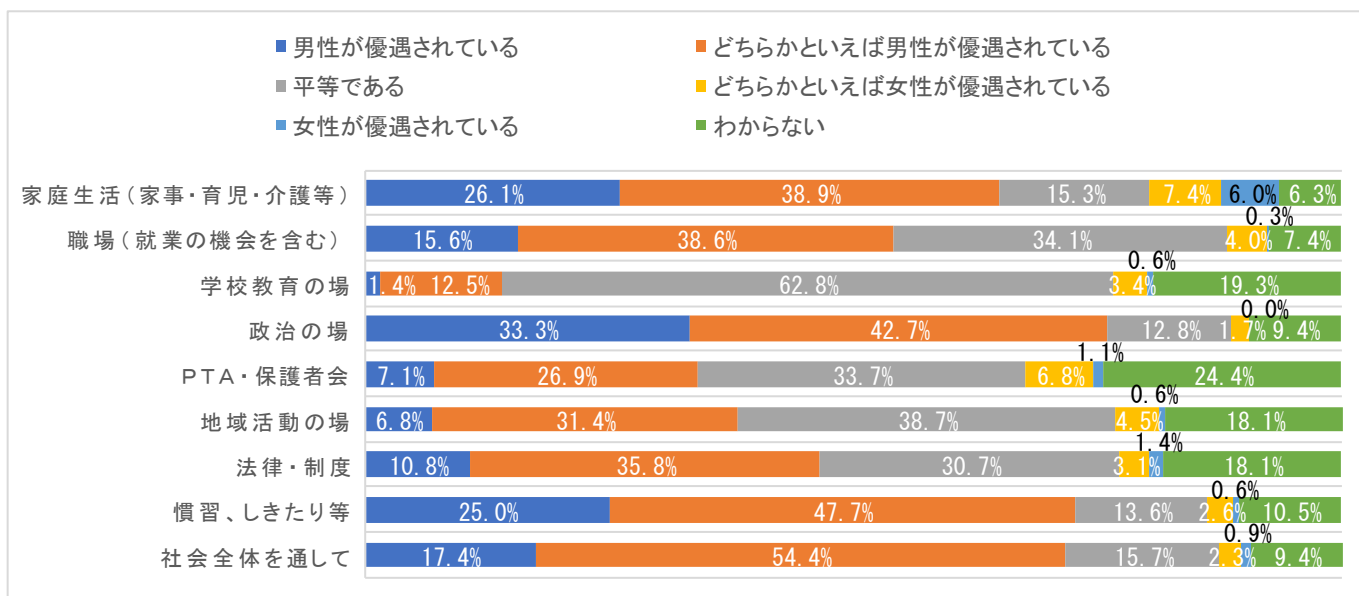
施策の方向②『男女共同参画を推進する教育と学習の充実』

○施策の背景

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、身近な生活の場である家庭・学校・職場・地域で実践を積み重ねていくことが重要です。市民に対し実施した男女共同参画社会に関するアンケート（令和4年2月実施）では、「学校教育の場」はほぼ男女の立場が平等と意識されており、今後も、現在の学校教育を充実させていくことが必要です。

また、家庭・学校・職場・地域など相互の連携を図りながら様々な生活の場面での学習を通じて、男女共同参画の意識づくりが推進されるよう、積極的に学習機会の充実を図っていくことが重要です。

あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。



《R3 男女共同参画社会に関するアンケート(問1)／新庄市》

主な施策

(1) 家庭、学校、地域における男女共同参画を推進する教育の充実

- ・子育てや家庭教育は男女が協力して行うことが重要であること等を啓発するため、県主催の家庭教育出前講座（企業、各団体対象）の開催に協力します。
- ・学校教育における男女共同参画に関する学びを推進します。
- ・性別にかかわらず一人ひとりを大切にする、一人ひとりの力を伸ばそうとする教育方針、教育カリキュラムの継続に努めます。
- ・キャリア教育を展開するとともに、職場見学や職場体験等の実践を通して、児童・生徒・学生が進路選択を主体的に捉え自らの将来を考える教育を推進します。

(2) 生涯を通じた男女共同参画学習の充実

- ・県などが実施する男女共同参画についての講座など学習機会の周知に努めます。
- ・広報媒体を活用した男女共同参画に関する市の取り組みの紹介や、男女共同参画に関する講座の主催など学習機会を提供します。

〈基本目標 I 施策の方向②の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
地元定着型キャリア教育推進事業の参加者数 (出典) 商工観光課調べ	411 人 (R3)	460 人 (R9)	商工 観光課

基本目標Ⅱ

『個性と能力を発揮し働くことができるまちづくり』

(新庄市職業生活における女性活躍推進計画)

基本目標Ⅱに掲げている施策の方向の内容は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）（平成27年9月4日号外法第64号）第6条第2項に定められている「市町村推進計画」と合致します。本市は、この基本目標Ⅱを「新庄市職業生活における女性活躍推進計画」として位置付け、女性の職業生活における活躍を推進します。

施策の方向①『一人ひとりが力を発揮して働ける職場環境づくり』

○施策の背景

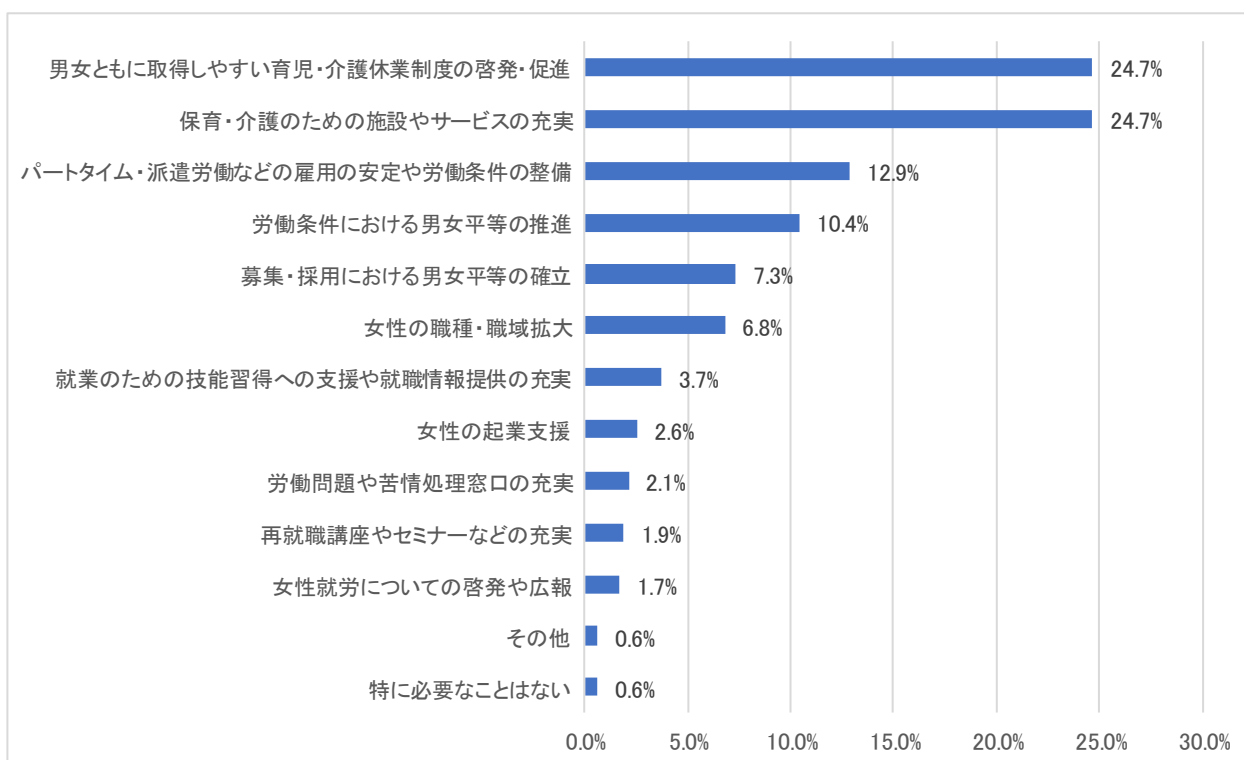
一人ひとりが個人の能力を発見し、十分に発揮できる職場環境を整備することは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

男女共同参画社会に関するアンケート（令和4年2月実施）では、就労に対する企業や行政による支援として「男女ともに取得しやすい育児・介護休業制度の啓発・促進」と「保育・介護のための施設やサービスの充実」が同率で最も高くなっています。

労働力人口が減少するなかで、多様な働き方が選択できる環境の整備を行い、様々な人材が職場で力を発揮することは、地域経済の活性化に大いに繋がります。

事業主、従業員双方に対して、関係機関と協力してできるだけきめ細かい普及啓発の働きかけや、スキルアップ機会の充実等を行い、一人ひとりが力を発揮して働ける職場環境づくりを力強く進めていく必要があります。

女性の就労に対する企業や行政による支援として、どのようなことが必要だと思いますか。



《R3 男女共同参画社会に関するアンケート(問8)／新庄市》

主な施策

(1) 男女共同参画に関する法律・制度の普及

- ・労働基準法、男女雇用機会均等法など平等な待遇確保に係る法令の遵守について関係機関と連携しながら事業者への啓発活動を進めます。

(2) 雇用における均等な機会と待遇の確保の促進

- ・就労等に関する対等な機会の保障、スキルアップ機会の充実を図ります。
- ・子育てをしながら就職を希望する方々を対象としたマザーズジョブサポートに積極的に協力します。
- ・女性の活躍の推進などに積極的に取り組む事業所を紹介するなどの情報提供を行い、男女共同参画意識の高揚に努めます。

(3) 各種ハラスメント(※)防止の促進と対策

- ・各種ハラスメント防止対策の促進のため、普及啓発を行います。

〈基本目標Ⅱ施策の方向①の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
「子育てしながら働くことができる環境が整備されていると答えた割合 (出典) まちづくり市民アンケート	23.3% (R4)	30.0% (R9)	子育て 推進課

※ ハラスメント：様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を指す。他者に対する発言・行動等が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける不利益を与える、脅威を与えること。

施策の方向②『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※））の推進』

○施策の背景

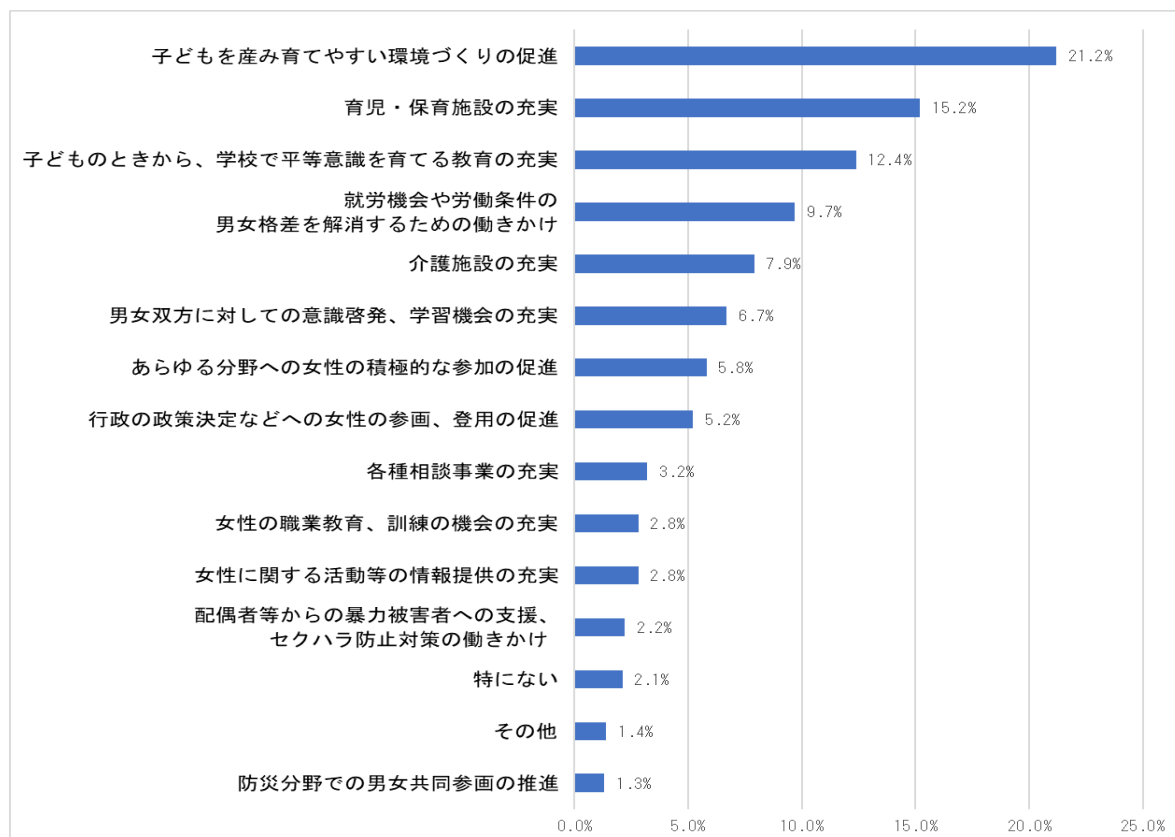
県内では労働力人口に占める女性の割合は増加しており、男性とともに女性も地域産業・経済をけん引している一方で、非正規雇用者が女性の雇用者の約半分を占め、賃金の男女間格差が生じています。

雇用における男女の均等な機会、待遇の実現のために、女性の処遇改善を行うほか、長時間労働の是正など、働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と、ワーク・ライフ・バランスを実践していくことが必要です。

また、個人の働き方や家族形態が多様化している中、家庭内の家事なども、賃金の支払われる仕事と同じく大切な「仕事」であると認めることも必要です。

男女共同参画社会に関するアンケート（令和4年2月実施）では「性別に関係なく平等で協力し合える社会にするためにはどのようなことに力を入れるとよいか」という問いに対し「子どもを産み育てやすい環境づくり（助成制度や医療の充実等）」が最も多くなりました。男女を問わず、多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する必要があります。

あなたは、性別に関係なく平等な立場で協力し合える社会にするために、新庄市としてどのようなことに力を入れると良いと思いますか。



《R3 男女共同参画社会に関するアンケート(問 16)／新庄市》

※ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが、仕事や家庭生活、地域生活、個人の趣味等、様々な活動について、自ら望むバランスで展開できる状態。

主な施策

(1) 働き方の見直しを促す取り組みの推進と両立に向けた働く場への支援の充実

- ・男女が安心して仕事と家庭を両立できるように、市広報等を通じて市民へワーク・ライフ・バランスの理解を図っていくとともに、事業主や従業員双方に対して、育児・介護休業法などを周知徹底することにより、育児・介護休業制度や短時間勤務制度などの理解・普及を図っていきます。

(2) 男性の家事・育児・介護等を含めたワーク・ライフ・バランスの促進

- ・「職場での働き方の見直し」や「休暇が取得しやすい雰囲気づくり」などを実現するため、広く企業等へ周知活動を行います。
- ・家族の絆を深めたり、業務や働き方の見直しにつながるなどの男性育休のメリットを周知し、休暇取得を推進します。

(3) 多様なニーズに応じた子育て支援の充実

- ・多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの内容の拡充を図ります。
- ・0歳児～3歳未満児の保育需要に対応した保育環境の整備を図ります。
- ・地域社会の中で、放課後や休日等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう「放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室を推進します。

(4) 子育てに関する相談・支援体制の充実

- ・子育て中の家庭に対し、子育てや家庭に関する情報交換や交流ができる機会を提供します。

〈基本目標Ⅱ施策の方向②の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
「学童保育が充実していると答えた割合 (出典) まちづくり市民アンケート	30.6% (R4)	50.0% (R9)	子育て 推進課
「ワーク・ライフ・バランス」の理解度 (出典) 男女共同参画社会に関するアンケート	55.3% (R4)	80.0% (R9)	社会 教育課

『お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり』

施策の方向①『男女ともに活躍できる地域活動の推進』

○施策の背景

地域活動については、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材を育成することが必要です。

そうした観点から、地域活動の担い手が多様であり、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要です。多様な個性と能力をもつ人材が、社会のあらゆる活動に積極的に参加し、その意思決定に主体的に関わって活動を充実させ、自立して活動するなど、地域コミュニティで活躍できるよう働きかける必要があります。

主な施策

(1) 自治会、NPO(※)等地域で活躍する組織への連携・支援

- 自治会やサークル、NPO等へ、情報提供や団体間のネットワーク形成、活動の連携などの支援や協力を行い、市民の主体的な活動を促進します。

〈基本目標Ⅲ施策の方向①の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
地域リーダー育成事業研修会・ワークショップ参加者の内、女性の割合 (出典) 総合政策課調べ	コロナ禍のため 実施なし (R4は今後実施)	50% (R9)	総合 政策課

施策の方向②『女性の政策・方針等決定の場への参画の推進』

○施策の背景

男女共同参画社会や地域の発展を図っていくためには、男女ともに様々な分野の意思決定過程に参画し、責任を分かち合いながら、積極的に意見を反映していくことが重要です。

本市においては審議会等に占める女性の割合について、全国よりも高い傾向が見られますが、引き続き各種審議会委員など政策検討の場に積極的に女性の参画を促すことにより、男女が対等な立場で社会参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

※NPO: Non-Profit Organization 非営利民間組織の略。福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくりなどのあらゆる分野における民間の非営利組織のことで、法人格の有無は問わない。

主な施策

(1) 政策・方針等の決定過程への女性参画の拡大

- ・市の女性管理職の登用を推進します。
- ・市審議会等への女性の参画を促進します。
- ・自治会等における地域活動の分野への女性の参画を促進します。
- ・農林業分野においても男女ともに活躍できるよう、女性農業者の活動の活性化等に向けた支援に取り組みます。

〈基本目標Ⅲ施策の方向②の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
審議会における女性委員の構成比率 (出典) 社会教育課調べ	30.1% (R4)	45% (R9)	関係各課

基本目標Ⅳ

『安心できる暮らしが広がるまちづくり』

(新庄市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画)

基本目標Ⅳに掲げている施策の方向の内容は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第2条の3第3項に定められている「市町村基本計画」と合致します。本市は、この基本目標Ⅳを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する計画」として位置付け、暴力の防止及び被害者の保護を推進します。

施策の方向①『あらゆる暴力の根絶と予防・被害者支援の充実』

○施策の背景

新型コロナウイルス感染症拡大によるストレスの増加及びそれに起因したドメスティック・バイオレンス（DV）（※1）・性暴力等の深刻化が懸念されています。また、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しており、配偶者や恋人等によるDVやストーカー行為（※2）など様々な暴力が深刻な社会問題となっています。社会に依然として残る固定的な性別役割分担意識や風習も要因の一つであると考えられています。あらゆる暴力は人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な問題です。

DV対策に当たっては、被害者だけでなく、配偶者等からの暴力が行われている家庭の子どもや親族に及ぼす影響も見逃すことはできません。男女共同参画社会に関するアンケート（令和4年2月実施）では、DV等の被害を相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思ったから」が最も多く、今後は被害者が安全に安心して平穏な生活を送ることができるよう、関係機関等が連携を図って、被害者が必要とする相談などの支援の充実を図ることが重要です。

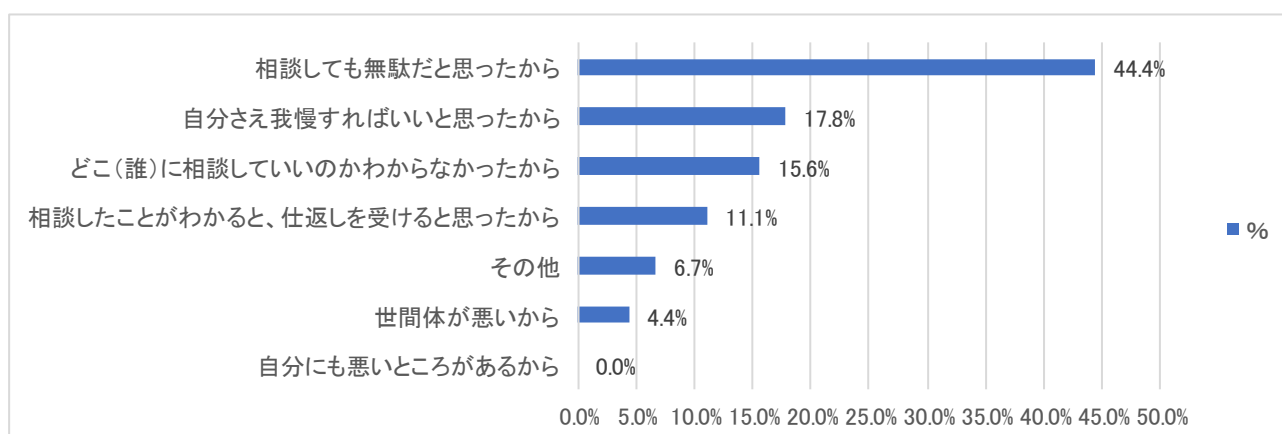
※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など現在親密な関係にある、あるいは以前に親密な関係にあった男女間における身体的・精神的な暴力。

※2 ストーカー：一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し、迷惑や被害を与える行為のこと。

〈基本目標Ⅳ施策の方向①の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
DV 相談窓口を知っている人の割合 (出典) 男女共同参画社会に関するアンケート	-	80% (R9)	子育て 推進課
DV 被害を受けた人の内、相談した人の割合 (出典) 男女共同参画社会に関するアンケート	-	50% (R9)	子育て 推進課

セクハラやストーカー行為、DV、デートDV、パワハラなどをどこ（誰）にも相談しなかった理由を選んでください。



《R3 男女共同参画社会に関するアンケート(問 20)／新庄市》

主な施策

(1) あらゆる暴力を防ぐ環境づくり

- ・関係機関と連携し、あらゆる暴力の防止のためのDV等に関する情報を市民へ周知します。

(2) 相談体制、サポート体制の整備と周知

- ・市の窓口として子育て推進課で相談を受けるほか、県の配偶者暴力相談支援センター、警察、家庭裁判所、市関係課などの窓口を市民に効果的に周知します。
- ・被害者の自立を支援するため、関係機関との連携、連絡体制を強化します。

施策の方向②『生涯を通じた健康づくりの推進』

○施策の背景

男性も女性も、末永く健康で自立した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現における土台ともいえます。お互いがそれぞれの身体的特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことが必要です。

心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康における課題解決には背景となる社会課題の解決が求められており、的確な保健・医療を受けることが必要です。

加えて、人生 100 年時代を見据え、更なる活躍や健康寿命（※1）の延伸のために、社会生活を営むために必要な機能の維持向上に向けた取り組みや、治療方法に関する周知も含めた健康支援が重要です。

主な施策

（1）生涯を通じた健康支援

- ・男女ともに検診の受診率向上に努めます。
- ・認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）（※2）等の予防を推進します。
- ・安心して子どもを産み、健やかに育てるための支援として、妊娠・出産の相談体制の充実を図ります。

（2）性と生殖に関する正しい知識の普及

- ・学校・行政・家庭において、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する知識や、多様な性を理解するための教育の充実を図ります。

〈基本目標Ⅳ施策の方向②の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
各種がん検診受診率 (出典) 健康課調べ	14.3% (R3)	25% (R9)	健康課

施策の方向③『生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備』

○施策の背景

新型コロナウイルス感染症は、社会的・経済的影響をもたらしています。自粛等による生活不安が増大し、経済的困難に陥る若者やひとり親家庭の増加も危惧されています。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されており、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

また、近年、日本においてLGBT（※3）やSOGI（※4）に関する取り組みが増え、マスメディア等で目にする機会も増えてきました。多様なあり方を理解し、支援する取り組みも増加していますが、理解不足から性的指向・性自認に関する少数者の生きづらさにつながってしまう場合があります。多様な性的指向・性自認への理解促進を図るための情報発信を行うと同時に、人権を尊重する意識を醸成する教育を実施する必要があります。

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

※2 ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれかあるいは複数の障害が起こり「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態のこと。

※3 LGBT：性的少数者を表す総称の一つ。L（レズビアン：女性の同性愛者）、G（ゲイ：男性の同性愛者）、B（バイセクシュアル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：身体的性と性自認の不一致に対する違和など）の頭文字を合わせた言葉。

※4 SOGI：性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を合わせた言葉。

主な施策

(1) 貧困、高齢、障がい、海外からの移住等により生活上の困難に直面する人への支援

- ・一人ひとりが生きがいを持ち、健康を維持、増進しながら社会参加することができるように、生涯を通じた健康づくりや介護予防を推進します。
- ・介護に関する相談体制の充実、高齢者や障がい者を地域の多くの関係者で見守る地域福祉ネットワークの形成に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的な理由で生理用品を購入できない状況の発生が懸念されているため、課題解消に向けた取り組みを推進します。

(2) ひとり親家庭への支援

- ・生活に不安を抱えるひとり親家庭に対する就労支援、相談、交流事業の強化を図ります。
- ・母子父子自立支援員による、相談体制の強化を図ります。

(3) 若者の自立支援と多様性を尊重する環境整備

- ・ニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子どもや若者が、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、ひとりで悩みを抱え込まない環境づくりを推進します。
- ・学校においては、児童・生徒の発達段階に配慮しながら、個人の尊厳や個性を認め合う「いのちの教育」の実践などに取り組みます。また、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした教育を計画的に行います。
- ・男女共同参画に関する各種情報の発信を行うとともに、多様な性的指向・性自認への理解促進を図るための啓発を行います。

〈基本目標Ⅳ施策の方向③の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
「困ったとき、近くに相談できる人がいる」と回答した市民の割合 (出典) まちづくり市民アンケート	76.6% (R2)	80.0% (R7)	成人 福祉課

第5次新庄市総合計画における中間年度である令和7年度に目標年度を設定。

施策の方向④『男女共同参画の視点に立った防災体制の確立』

○施策の背景

近年、全国各地で局地的な集中豪雨や大規模な地震等による被害が発生しており、防災・減災への関心が高まっています。避難所運営等においても平常時から男女共同参画の視点を持つことが必要であるとともに、非常時において性別によって偏りが生じたり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。

地域における防災力向上を図るには、災害時において、女性や多様な生活者の視

点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、防災に関する施策等に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を推進することが必要です。

主な施策

(1) 防災施策への男女共同参画の視点導入

- ・防災計画等の見直しにおいて、女性委員を登用するなどして、男女共同参画の視点に立った意見を反映させていきます。
- ・男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性について意識啓発を進めます。

(2) 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり

- ・地域の防災分野における女性の参画を推進し、性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成や女性リーダーの育成を支援します。

〈基本目標Ⅳ施策の方向③の評価指標〉

内容	現状値	目標値	課名
山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者） （出典）環境課調べ	— (R4)	2人 (R9)	環境課

評価指標一覧

基本目標	施策の方向	内容	現状値	目標値	課名
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高めるまちづくり	①	「男女共同参画社会」という用語の周知度(p.5) (出典)男女共同参画社会に関するアンケート	男性 83.1% 女性 78.4% (R4)	男女とも 100% (R9)	社会教育課
	①	男女共同参画に関する広報(p.5) (出典)社会教育課調べ	年2回 (R3)	年5回 (R9)	社会教育課
	②	地元定着型キャリア教育推進事業の参加者数(p.6) (出典)商工観光課調べ	411人 (R3)	460人 (R9)	商工観光課
基本目標Ⅱ 個性と能力を發揮し働くことができるまちづくり	①	「子育てしながら働くことができる環境が整備されていると答えた割合(p.8) (出典)まちづくり市民アンケート	23.3% (R4)	30.0% (R9)	子育て推進課
	②	「学童保育が充実していると答えた割合(p.10) (出典)まちづくり市民アンケート	30.6% (R4)	50.0% (R9)	子育て推進課
	②	「ワーク・ライフ・バランス」の理解度(p.10) (出典)男女共同参画社会に関するアンケート	55.3% (R4)	80.0% (R9)	社会教育課
基本目標Ⅲ お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり	①	地域リーダー育成事業研修会・ワークショップ参加者の内女性の割合(p.11) (出典)総合政策課調べ	コロナ禍のため実施なし (R4は今後実施)	50% (R9)	総合政策課
	②	審議会における女性委員の構成比率(p.12) (出典)社会教育課調べ	30.1% (R4)	45% (R9)	関係各課
基本目標Ⅳ 安心できる暮らしが広がるまちづくり	①	DV相談窓口を知っている人の割合(p.14) (出典)男女共同参画社会に関するアンケート	-	80% (R9)	子育て推進課
	①	DV被害を受けた人の内、相談した人の割合(p.14) (出典)男女共同参画社会に関するアンケート	-	50% (R9)	子育て推進課
	②	各種がん検診受診率(p.15) (出典)健康課調べ	14.3% (R3)	25% (R9)	健康課
	③	「困ったとき、近くに相談できる人がいる」と回答した市民の割合(p.16) (出典)まちづくり市民アンケート	76.6% (R2)	80.0% (R7)	成人福祉課
	④	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数(市在住者)(p.17) (出典)環境課調べ	- (R4)	2人 (R9)	環境課

市役所における主な相談窓口一覧 (月～金 8:30～17:15 祝日年末年始を除く)

事業名	内容	担当課
障がい者相談 支援事業	障がい者が解決しなければならない問題の相談に応じ、各方面 (福祉・医療等)の機関との連携を図る。	成人福祉課
精神保健事業	専門医師または臨床心理士によるこころの健康相談を実施(月 1回)。司法書士による多重債務相談、保健師による相談、訪問 の実施を行う(随時)。	健康課
母子保健事業	妊娠・出産・育児期において保健指導や健康相談の実施を行う。	
婦人相談事業	婦人家庭内暴力などの相談を受け助言・指導を行う。	子育て推進課
地域リーダー 育成事業	地域づくりに関わる課題や現状認識を共有しながら、これからの地域づくりを担うリーダーを育成する。	総合政策課

関係機関における相談窓口一覧

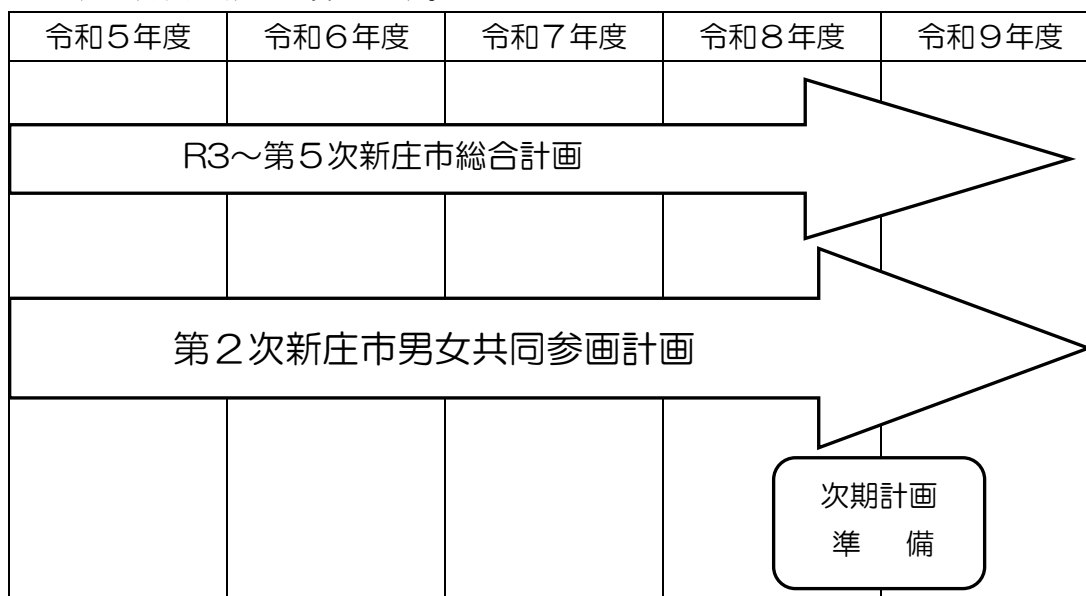
関係機関	電話番号
最上広域青少年指導協議会(青少年指導センター) ○月・火・木・金 8:30～17:15(祝日年末年始を除く) 新庄市教育委員会社会教育課内	☎0233-22-2111
最上地域配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター) ○月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く) 山形県最上総合支庁子ども家庭支援課内	☎0233-29-1274
警察安全相談(県警察本部) ○毎日24時間	☎#9110 または ☎023-642-9110
県男女共同参画センター「チェリア」 ○月・火・水・木・土 9:00～17:00 ○金・日・祝日 13:00～17:00	☎023-629-8007
男性ほっとライン ○毎月第1～3水 19:00～21:00(年末年始を除く)	☎023-646-1181
子ども女性電話相談(山形県福祉相談センター) ○毎日8:30～22:00(年末年始を除く)	☎023-642-2340
山形県障がい者虐待防止相談窓口 ○月～金 8:30～17:15	☎023-630-2148
やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた) ○月～金 10:00～19:00(祝日、年末年始を除く)	☎023-665-0500
女性の人権ホットライン ○月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)	☎0570-070-810
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(日本司法支援センター) ○月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	☎0120-079-714
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局) ○毎日24時間	☎#8008
DV相談+ (内閣府(一社)社会的包括サポートセンター) ○電話、メール、チャット相談	☎0120-279-889

第3章 推進体制の充実

男女共同参画社会にむけた課題は、家庭・地域・職場など幅広い分野にまたがっております。本市ではこれまでも関連する事業を個別に展開してきましたが、男女共同参画社会を実現のために、全庁体制での連携を強化し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

(1) 市の推進体制の研究と検証

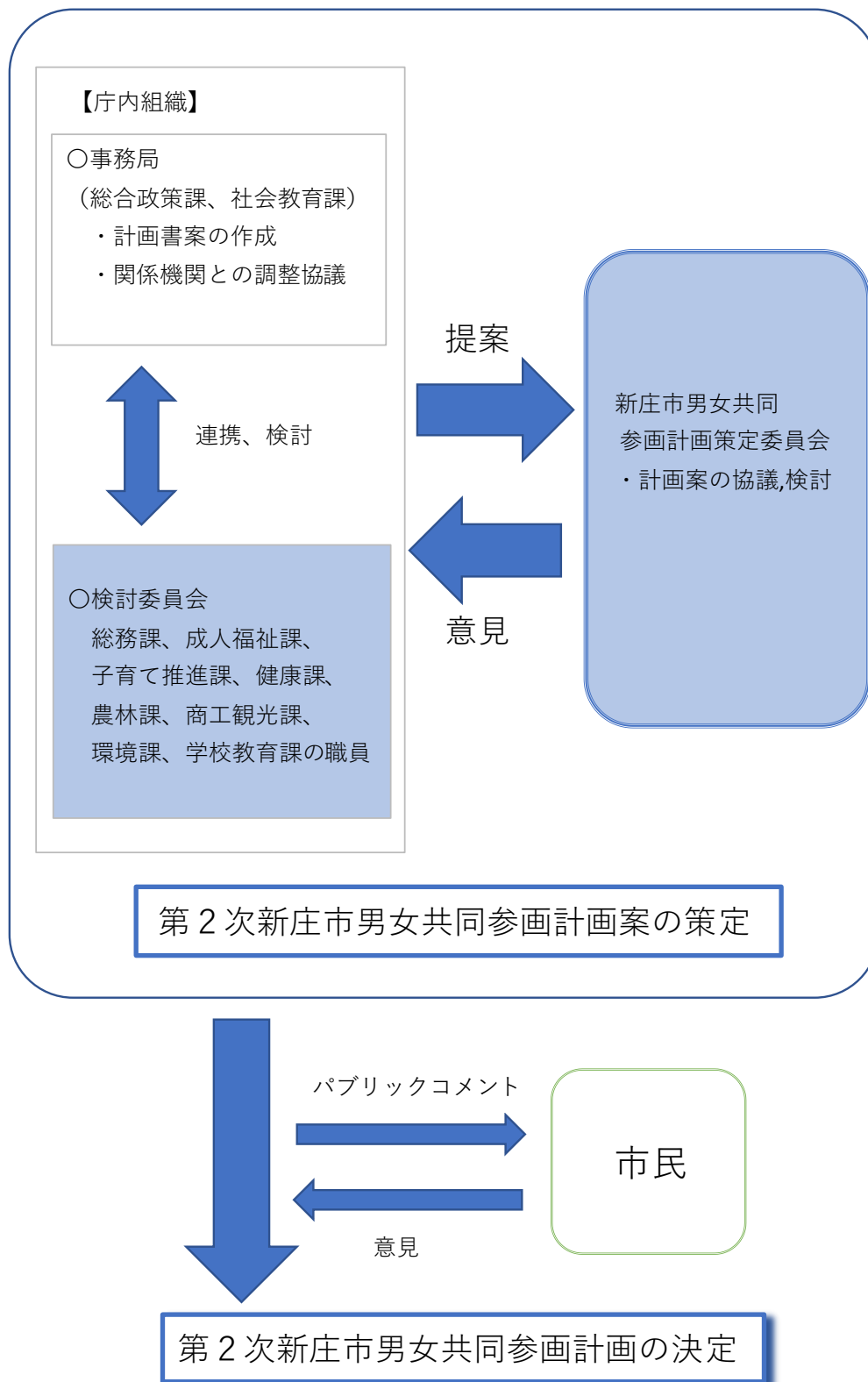
本市においては、市民によるまちづくりが活発に行われており、今後も市民と行政が連携して男女共同参画社会の実現に向け取り組みます。本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間ですが、令和7年度中に計画の中間検証を行い、令和8年度からの2年間では、次期計画に向けた準備を行います。また、計画の検証については、推進検討委員等による個々の施策の実施状況を点検・評価、課題の検討を行い計画の推進に努めます。



(2) 国、県、関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のためには、国、県、関係機関との連携に加え、行政だけではなく市民、企業等が主体的に関わり、相互に連携しながら取り組みを推進します。

第2次新庄市男女共同参画計画策定の体制図



参 考 资 料

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本

理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計

画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参

画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

◆山形県男女共同参画推進条例

平成 14 年 7 月 2 日公布

山形県条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 8 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条—第 26 条）

附則

私たちが目指す 21 世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によつてのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によつて役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

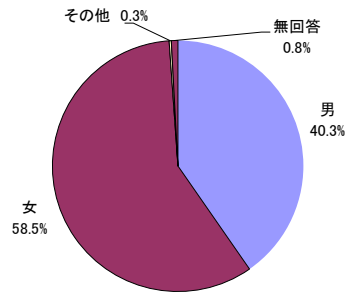
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市民アンケート調査結果（全体）

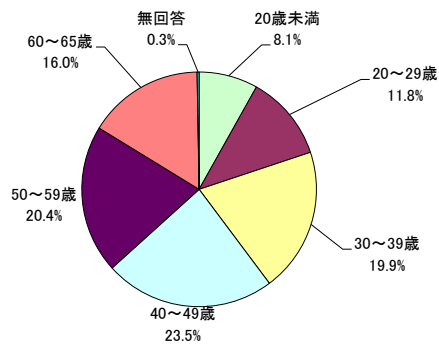
1. 回答者の属性

性別



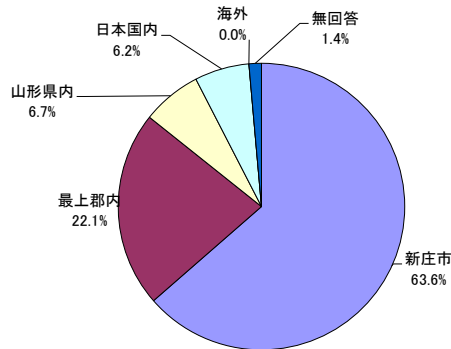
性別	人数	割合%
男	144	40.3%
女	209	58.5%
その他	1	0.3%
無回答	3	0.8%
計	357	100.0%

年齢



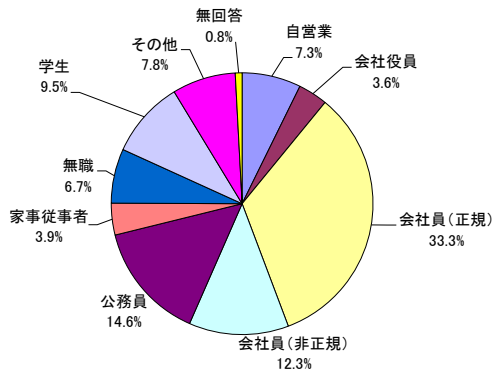
年齢	人数	割合%
20歳未満	29	8.1%
20~29歳	42	11.8%
30~39歳	71	19.9%
40~49歳	84	23.5%
50~59歳	73	20.4%
60~65歳	57	16.0%
無回答	1	0.3%
計	357	100.0%

出身地



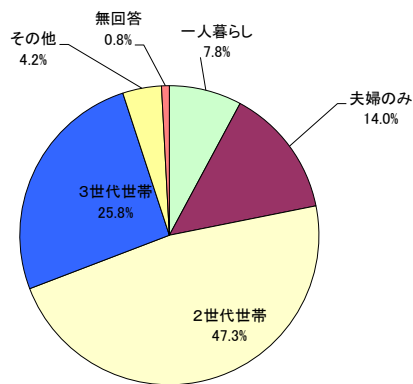
出身地	人数	割合%
新庄市	227	63.6%
最上郡内	79	22.1%
山形県内	24	6.7%
日本国内	22	6.2%
海外	0	0.0%
無回答	5	1.4%
計	357	100.0%

職業



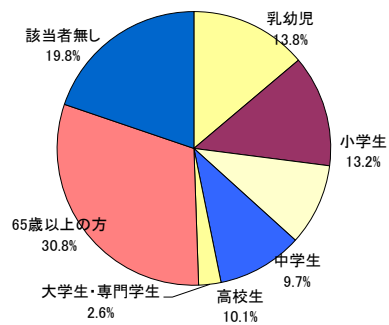
職業	人数	割合%
自営業	26	7.3%
会社役員	13	3.6%
会社員(正規)	119	33.3%
会社員(非正規)	44	12.3%
公務員	52	14.6%
家事従事者	14	3.9%
無職	24	6.7%
学生	34	9.5%
その他	28	7.8%
無回答	3	0.8%
計	357	100.0%

家族構成



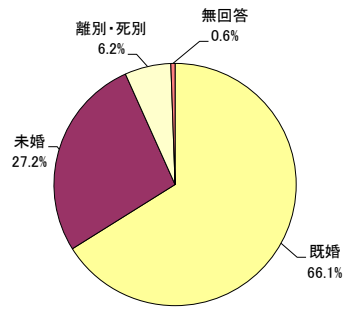
家族構成	人数	割合%
一人暮らし	28	7.8%
夫婦のみ	50	14.0%
2世代世帯	169	47.3%
3世代世帯	92	25.8%
その他	15	4.2%
無回答	3	0.8%
計	357	100.0%

同居家族



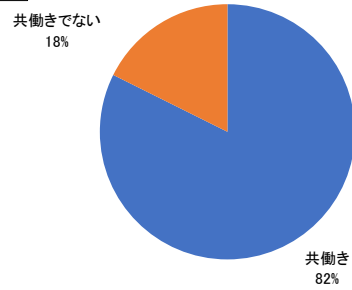
同居家族	人数	割合%
乳幼児	63	13.8%
小学生	60	13.2%
中学生	44	9.7%
高校生	46	10.1%
大学生・専門学生	12	2.6%
65歳以上の方	140	30.8%
該当者無し	90	19.8%
計	455	100.0%

結婚の経験



結婚	人数	割合%
既婚	236	66.1%
未婚	97	27.2%
離別・死別	22	6.2%
無回答	2	0.6%
計	357	100.0%

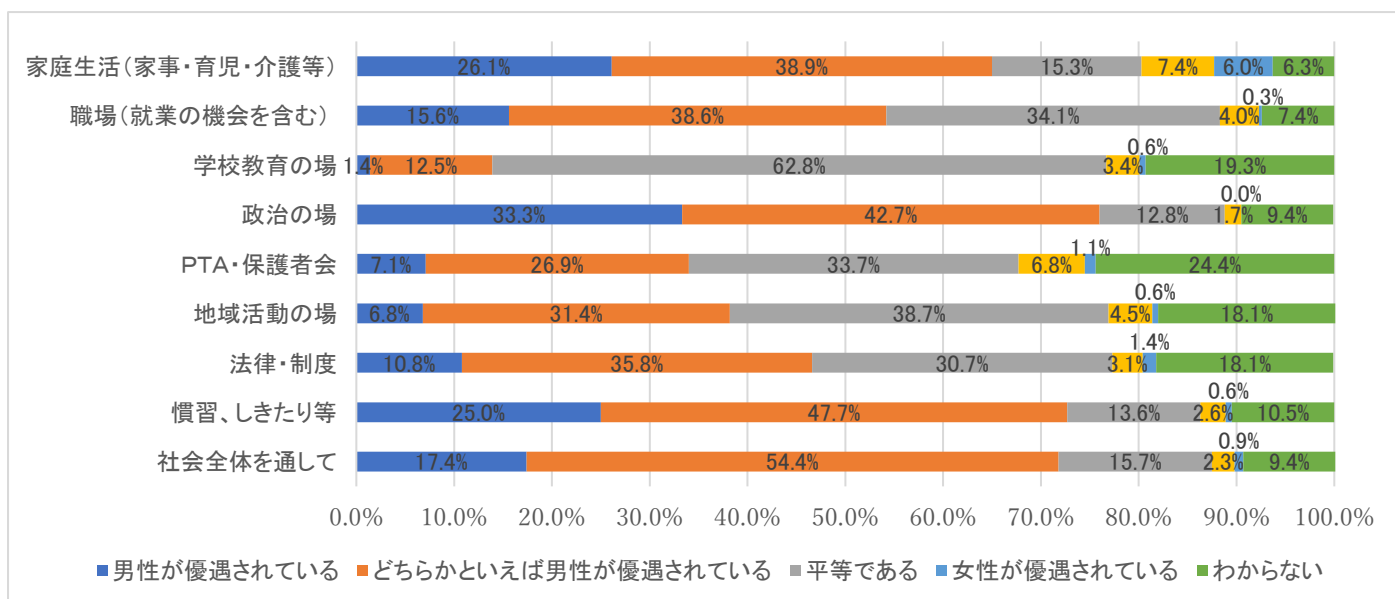
共働きかどうか



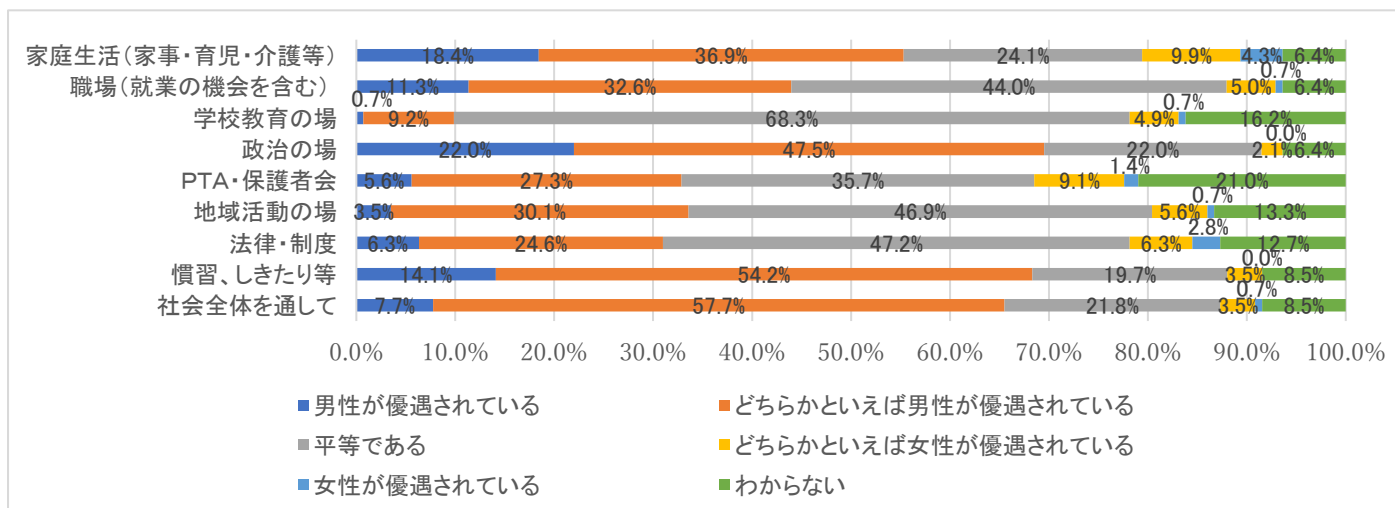
状況	人数	割合%
共働き	196	82.4%
共働きでない	42	17.6%
計	238	100.0%

※その他の意見については、設問に関連のある内容を記載。

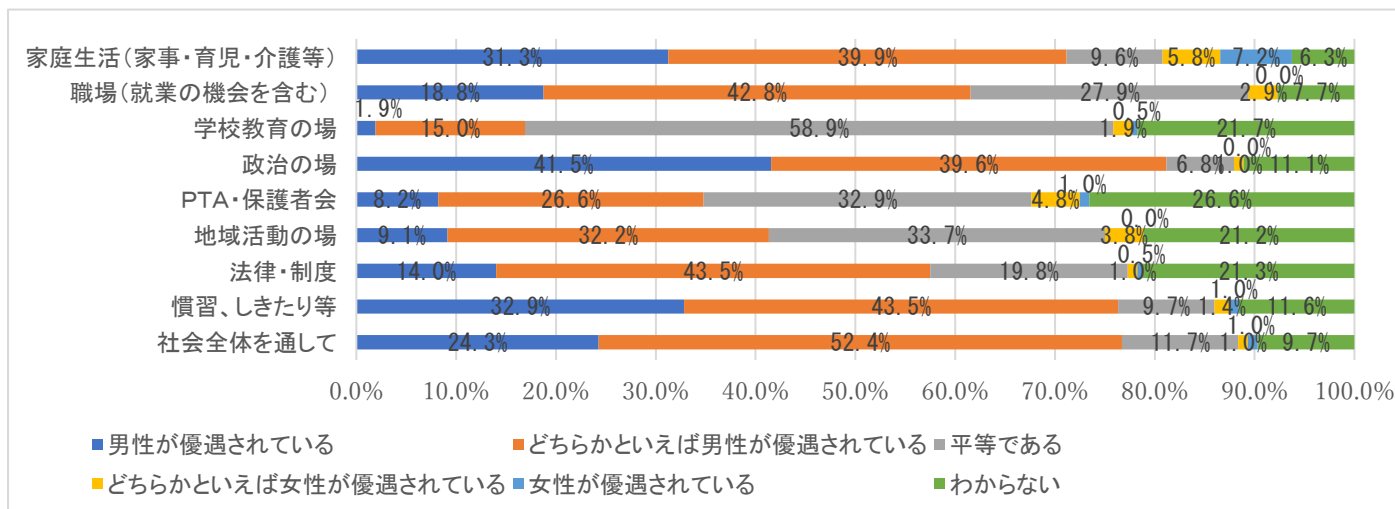
問1 あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。



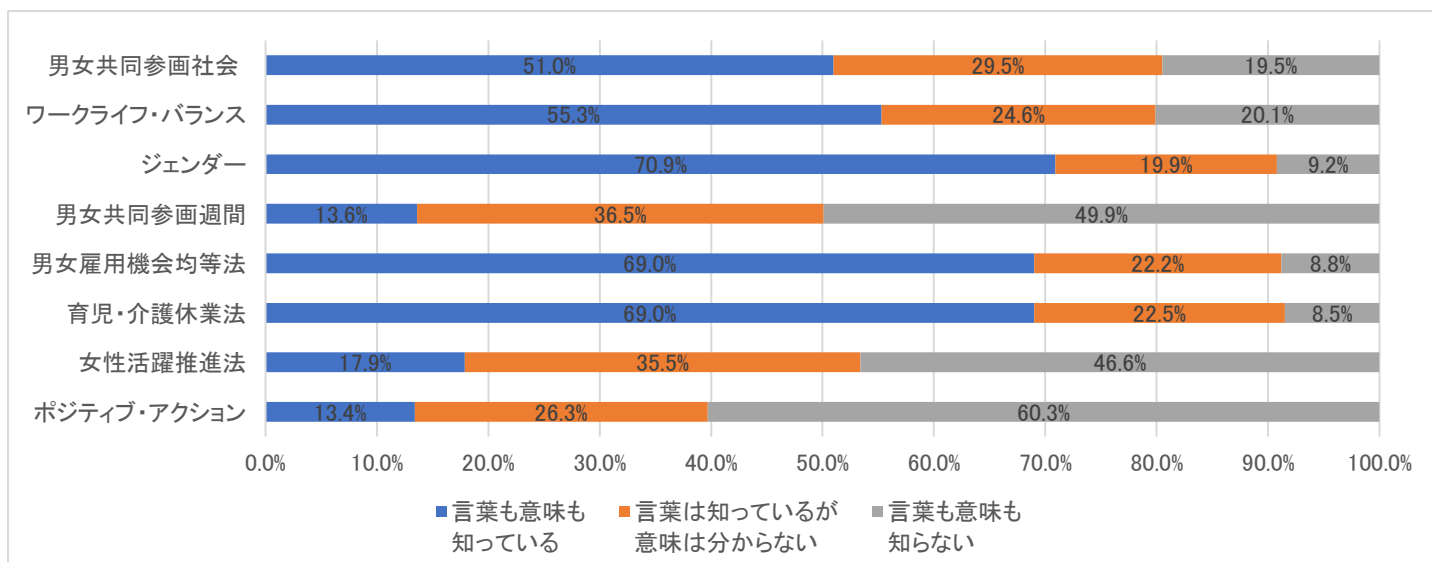
問1 (男性)



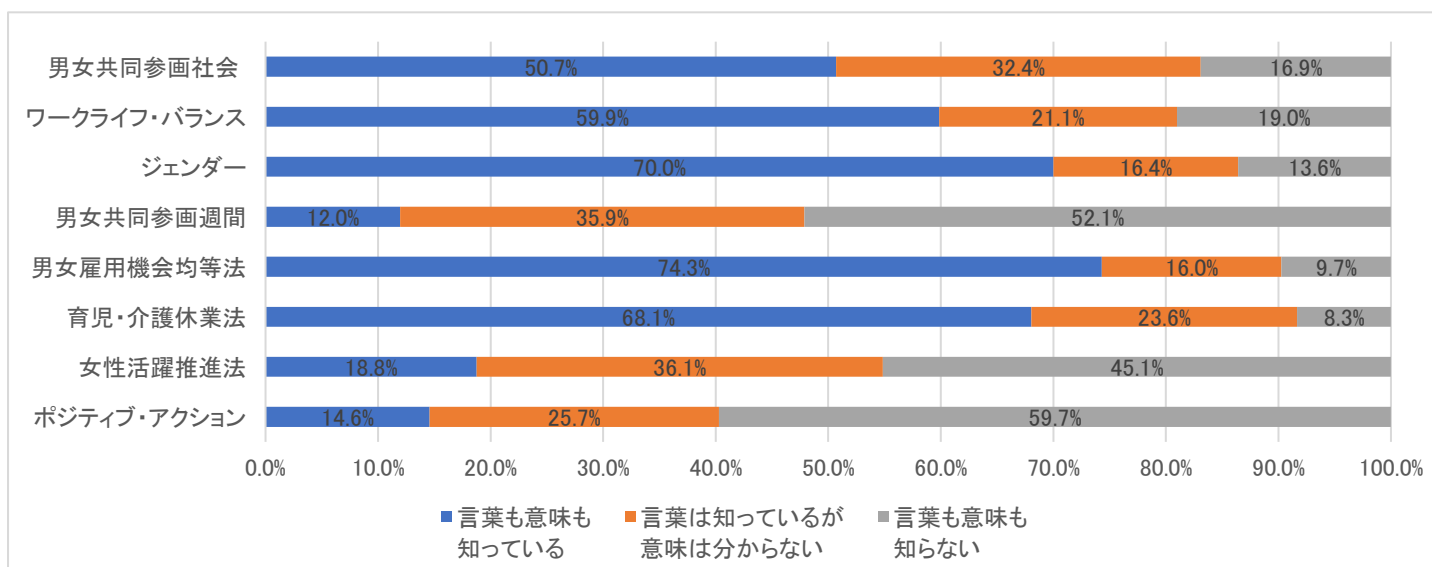
問1 (女性)



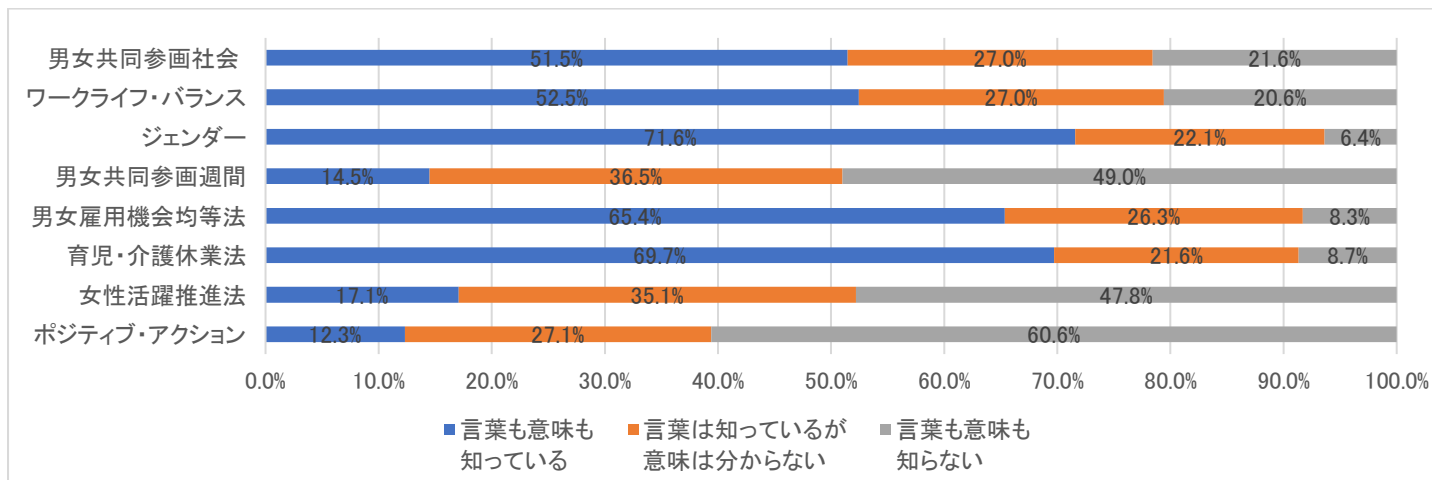
問2 あなたは、次の言葉や法律について知っていますか。



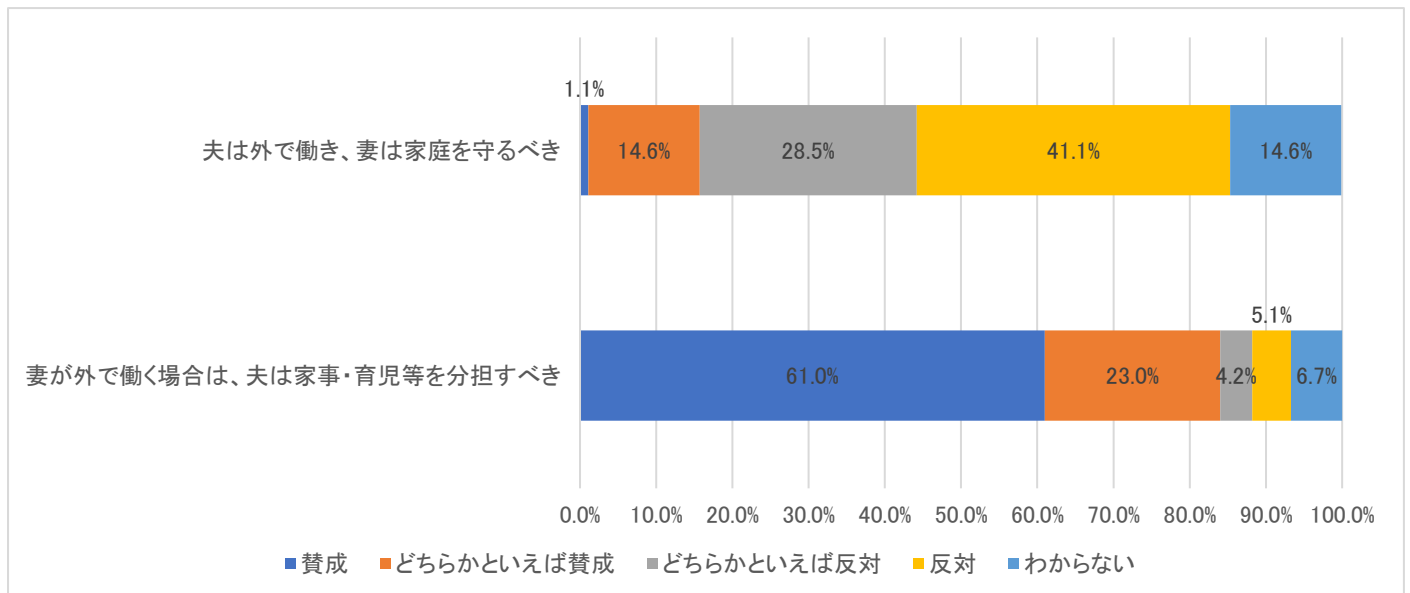
問2（男性）



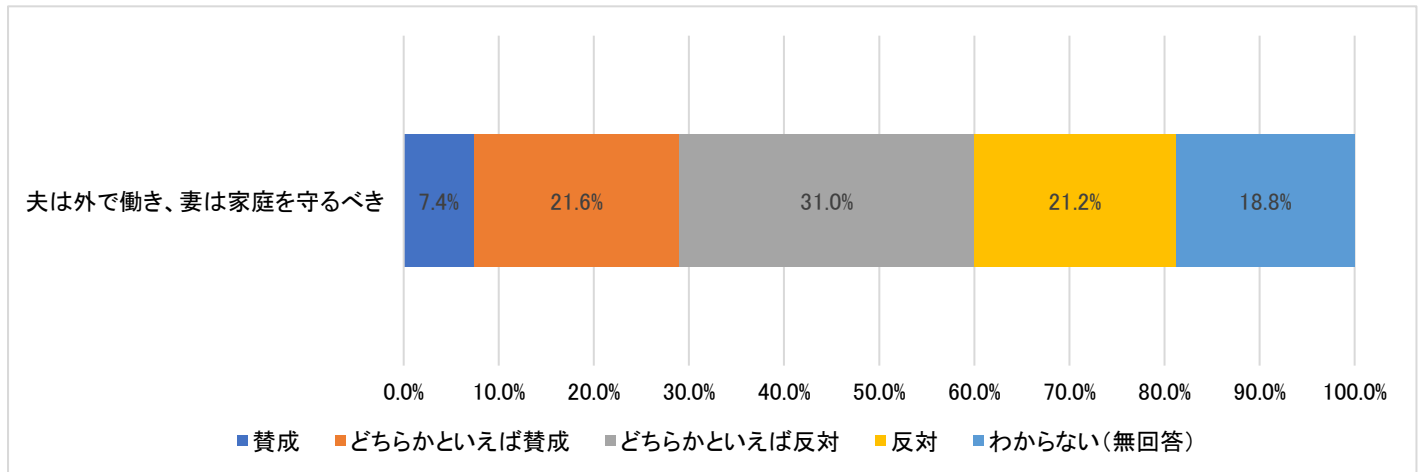
問2（女性）



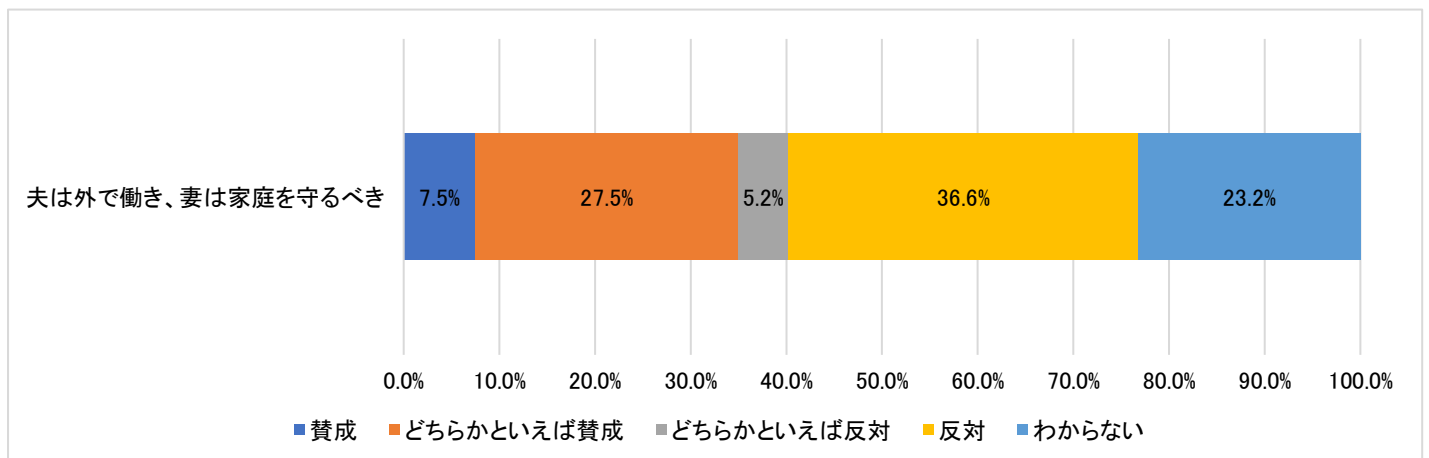
問3 あなたは、次のような考え方についてどのように思いますか。



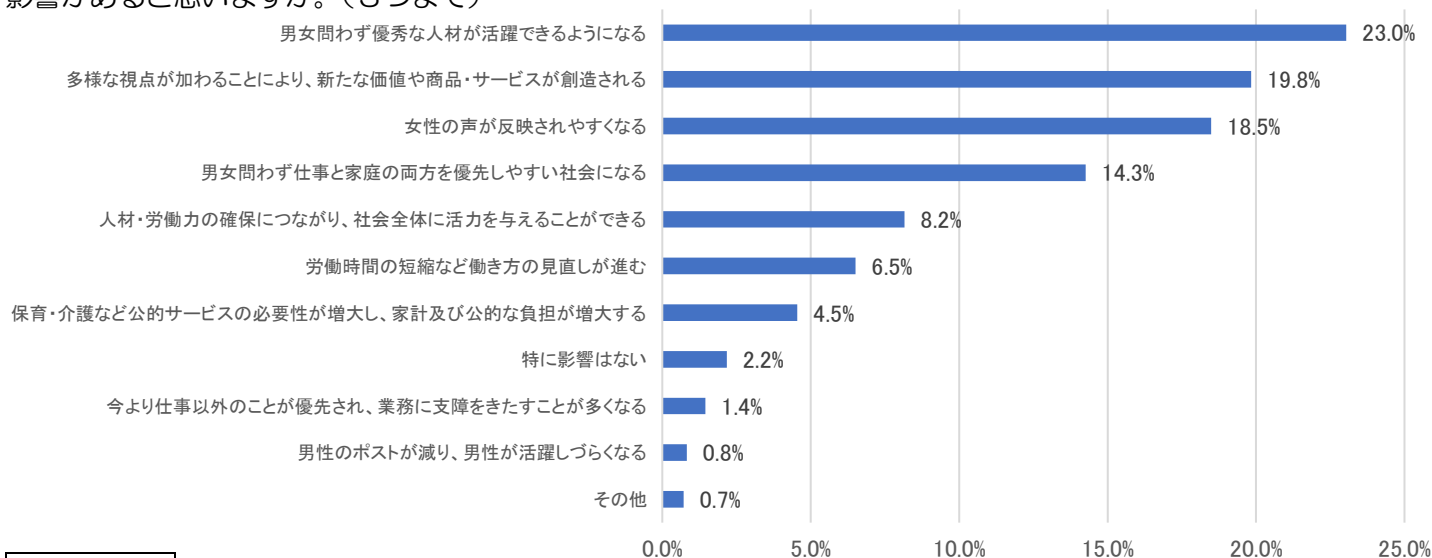
(山形県：令和元年度)



(国：令和元年度世論調査)



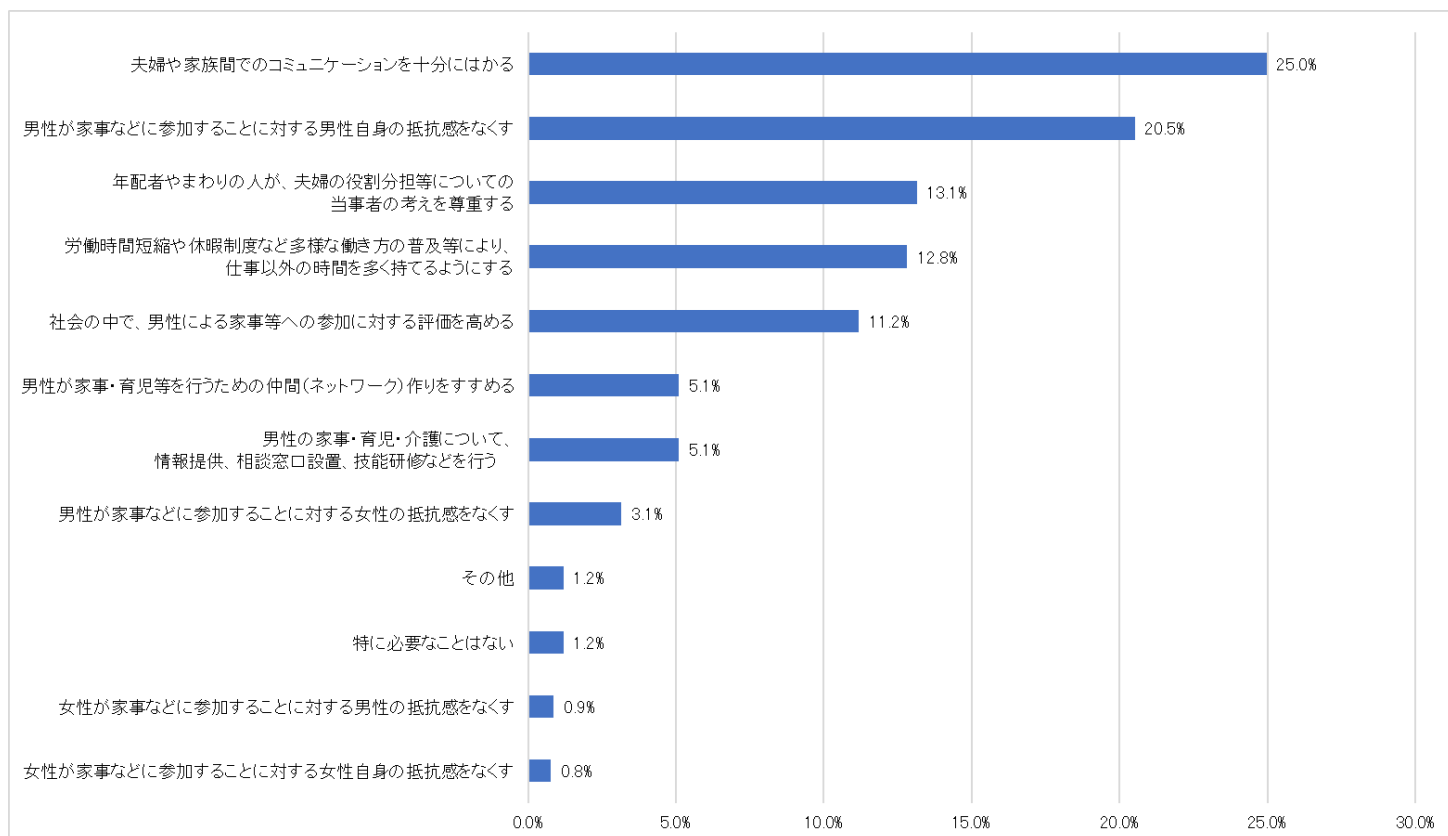
問4 あなたは、政治・経済・地域などの各分野で女性の参加が進み、女性のリーダーが増えると、どのような影響があると思いますか。(3つまで)



その他の意見

- お互いの良い点を見直して活用。偏見をなくす。
- 理不尽な文句が増加し、職場の雰囲気が悪化。
- 会議が円滑にすすまず、横道にそれ、長びくことが考えられる。
- 女性の参加は賛成。リーダーは「男女問わず」リーダーシップがあるかどうかだと思う。
- 課題解決のスピード感は早まると思う。
- 女性の社会的地位が向上する反面、少子化が加速する可能性が考えられる。

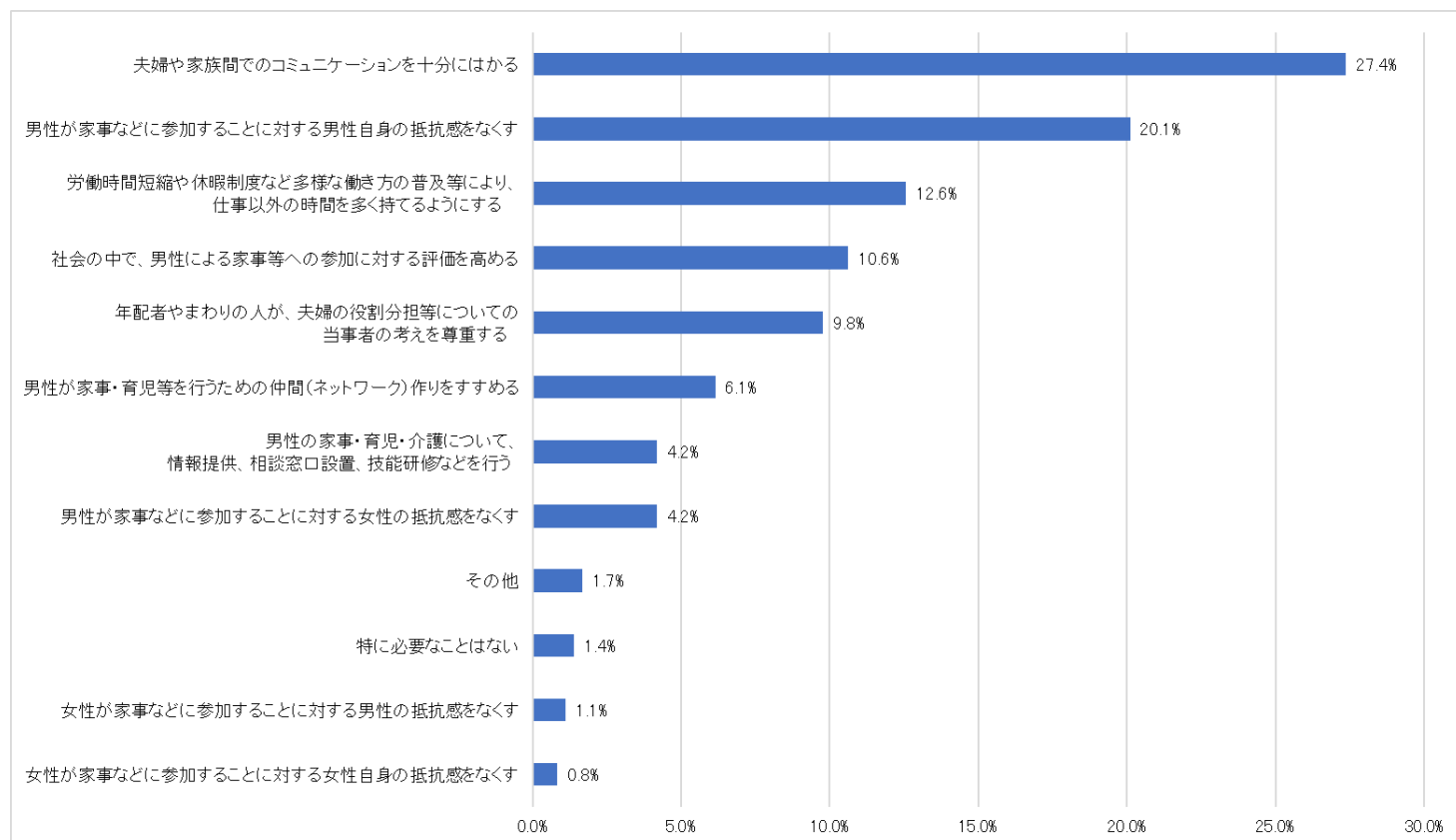
問5 男女が性別にとらわれることなく家庭生活(家事、子育て、介護)に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)



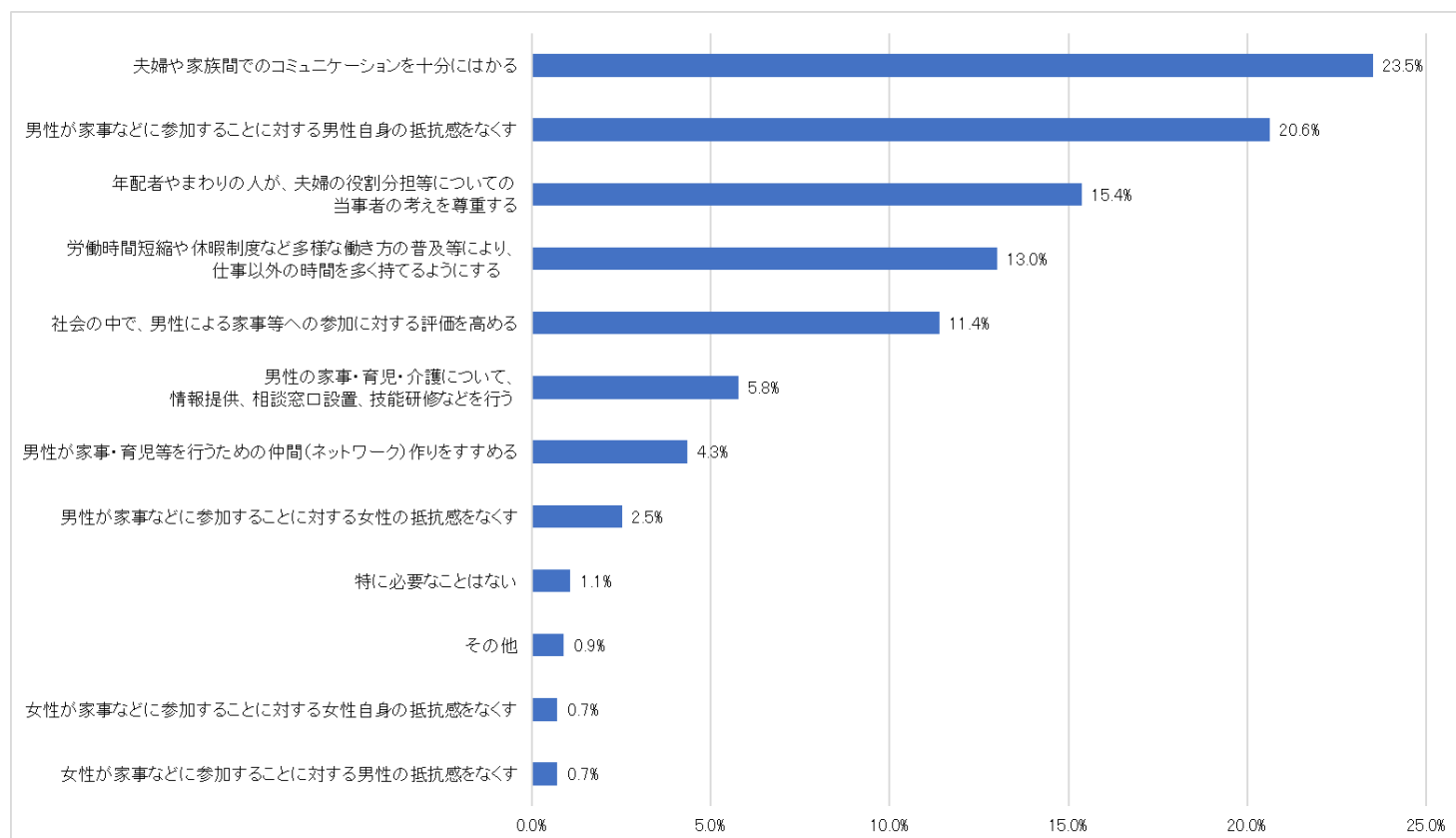
その他の意見

- 男性全般の自立を促す。
- 共に働き、家事をする習慣を身に付けていく。
- 男性が容易に仕事を休めるように進める。
- 育休などを男性がとる事など理解する。「男が育休なんて、昔はありえなかった」など昔の考えが強く、圧力がすごい。
- 男性が育休を取ることに抵抗感がない社会にする。
- そもそも、したくないから参加していないのだと思う。しなければならないことの価値基準が異なるためにいつの間にか、女性の方が積極的になくなってしまったりするのではないかと。「気づいた人がやればいい」という基準を取りはらい、家庭生活でしなければならないことの共有や、個々人の家庭生活に必要なことは何かという想像力を働かせる努力が求められると思う。「家事、子育て、介護をしたくない人」＝「積極的に参加していない人」だとすると、「したくない」の前に「しなければならないこと」を理解するよう話し合っって考えのすり合わせをすることが必要だと思う。
- 言われる事なく各家庭で決めれば良い。

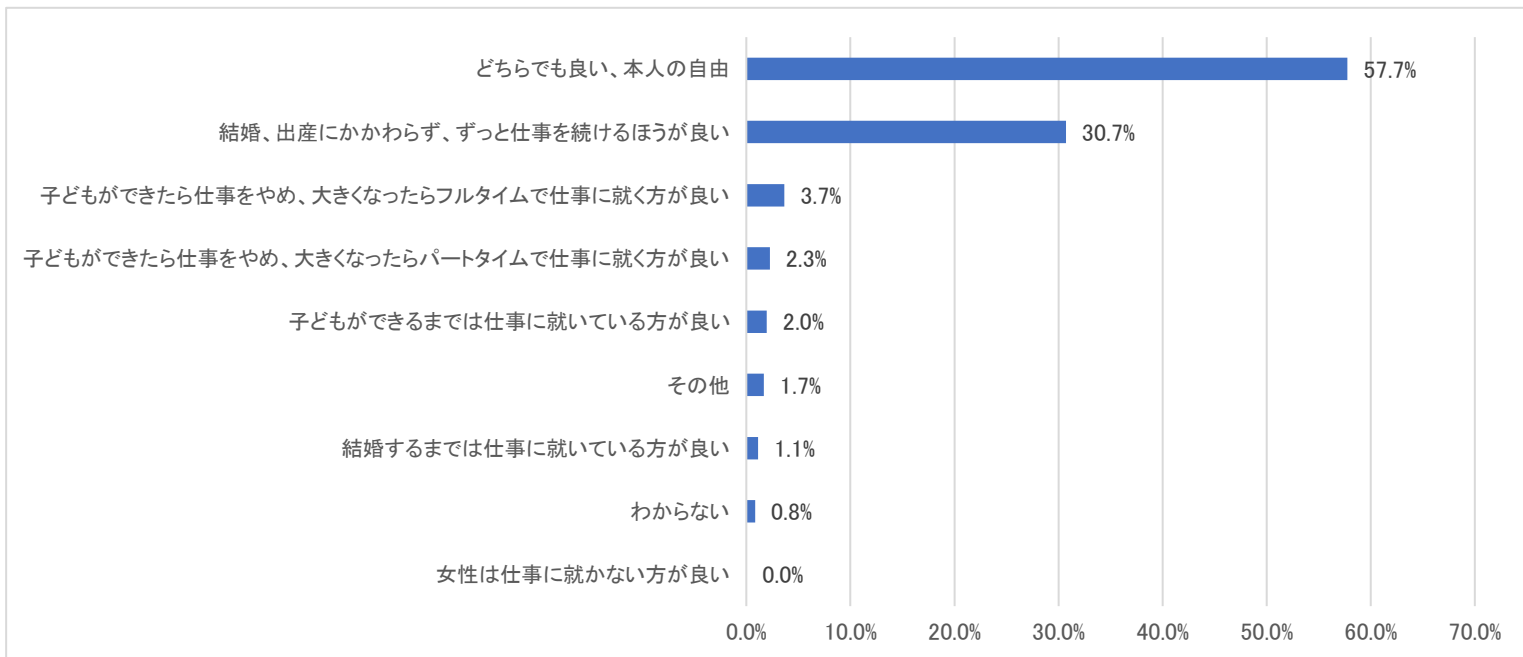
問5（男性）



問5（女性）



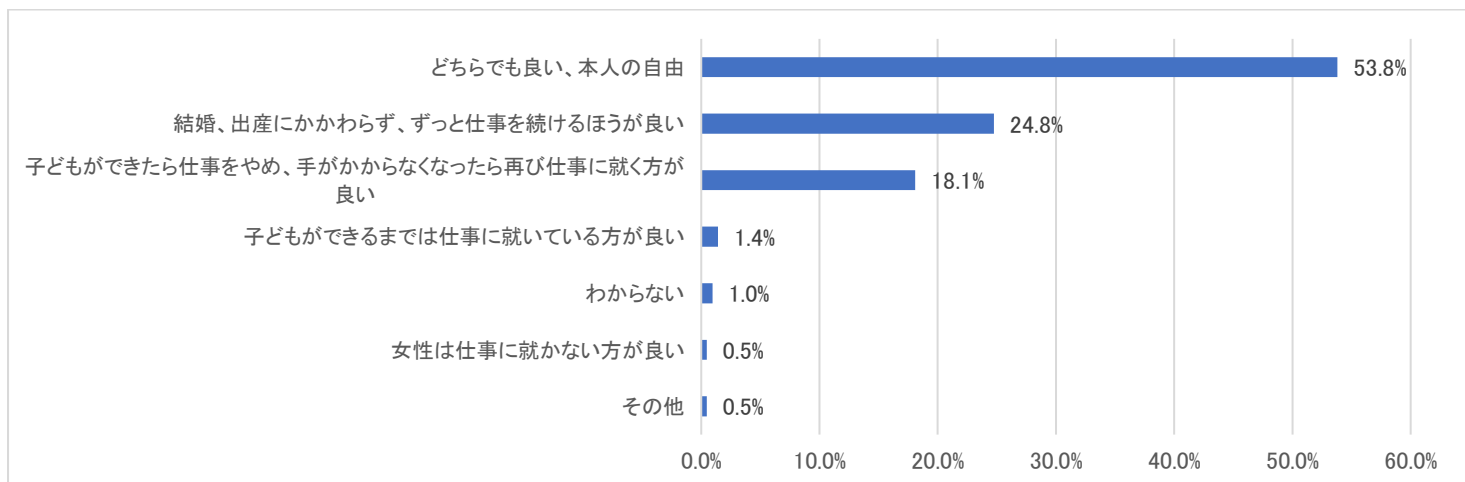
問6 あなたは、女性が仕事に就くことについてどのように思いますか。



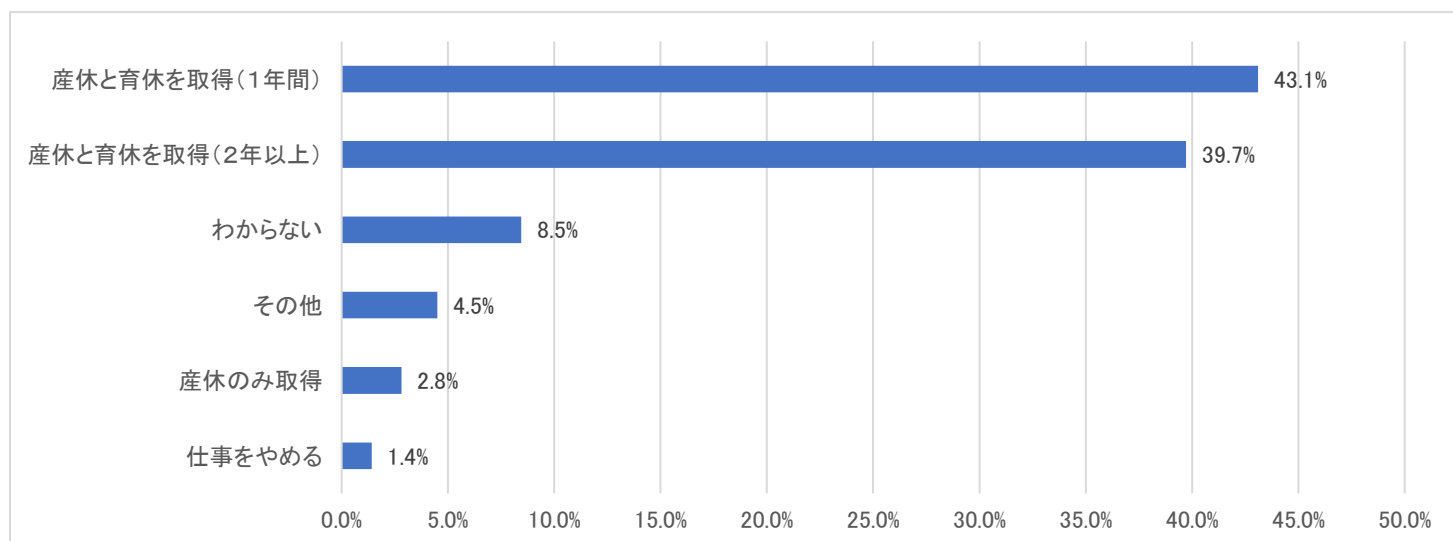
その他の意見

- その家の家庭環境、経済環境により、考えも変わってくると思う。
- この質問の意識がすでに誤っている。
- 家庭の事情による。
- 子供ができて妊娠6~7カ月くらいまで働いて、そこから育休をとって1年間休んでまた仕事に復帰すればいいと思う。私はそうしたい。そうできるようにして下さい。
- その家の金銭面のこともあるので、一概に言えない気がする。
- 経済的な理由又は、子供保育の事情などあるので一概に言えない。

(問6 H29年調査)



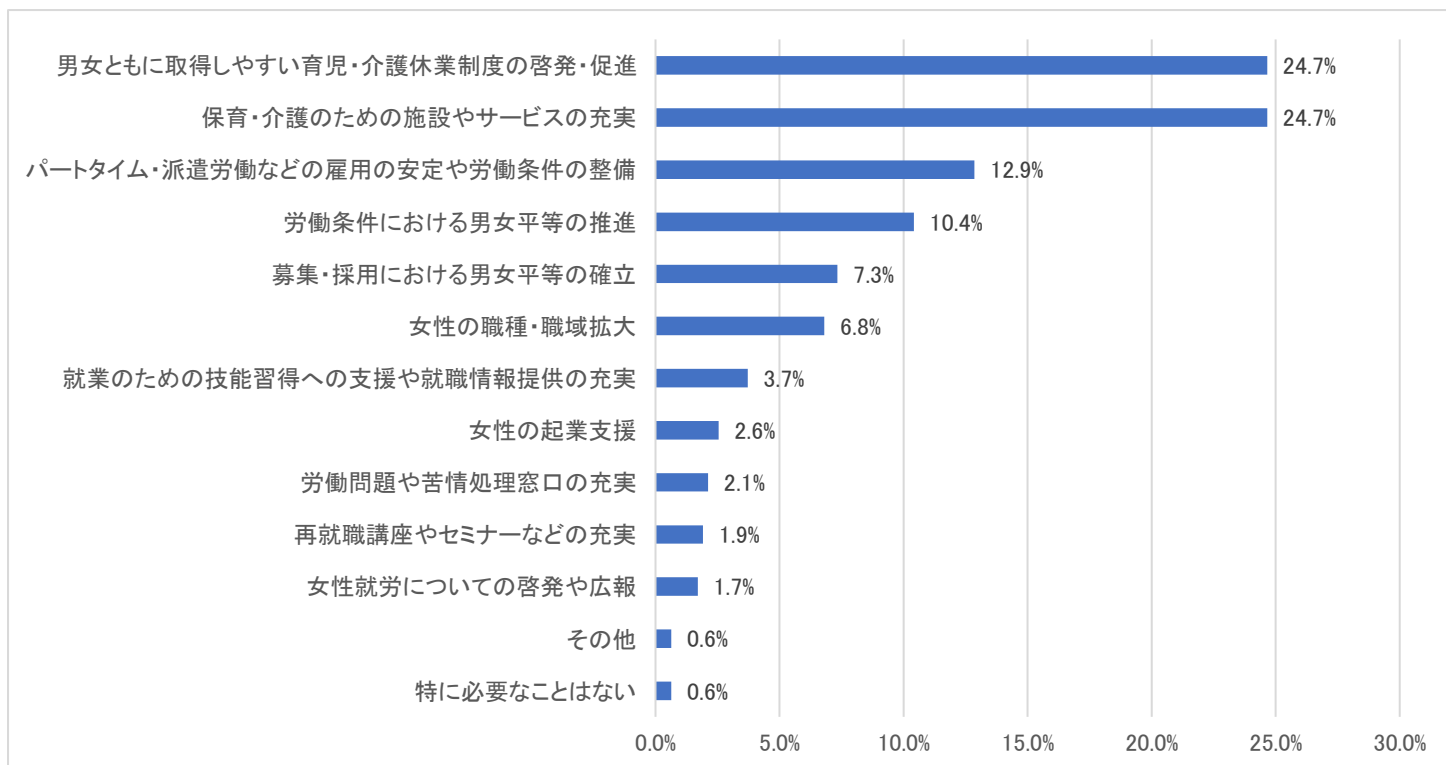
問7 あなたが考える、理想の産休・育休の取得の仕方はどうですか。



その他の意見

- ・産休・育休の取り方は本人や家庭の自由。取りたい人が取りやすい職場環境を望む。
- ・その家の家庭環境、経済環境により、考えも、変わってくると思う。
- ・家族との相談の上。体力、生活力による。
- ・育休を必要とする期間は自己申告にする。
- ・本人が希望するどのパターンも選択できる仕方。
- ・子供が3歳まで、ゆっくり子育てできるようになれば最高ですが現実には難しい。
- ・その家族が必要な期間（上限は2年などして、家族構成に応じて）。
- ・産休・育休を随時必要に応じて1年以上取得。
- ・子供の成長を見て判断する。

問8 女性の就労に対する企業や行政による支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）

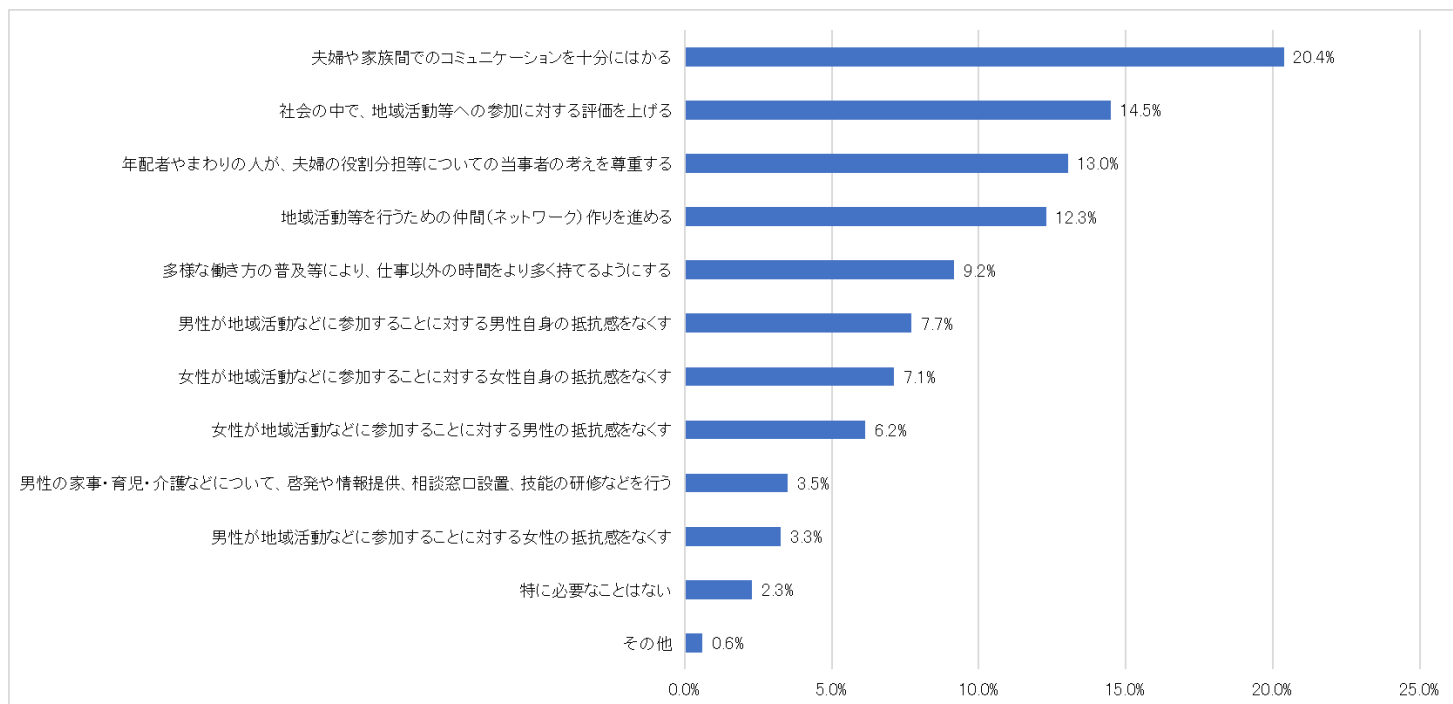


問8

その他の意見

- 保育料の無料化や延長保育の無料化。学童の補助金の交付（無料化ではなく料金の軽減）。
- 重い月経の症状緩和する治療の保険適用拡充。
- 行政はやりすぎることなく、教育すべき。

問9 男女が性別にとらわれることなく地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）

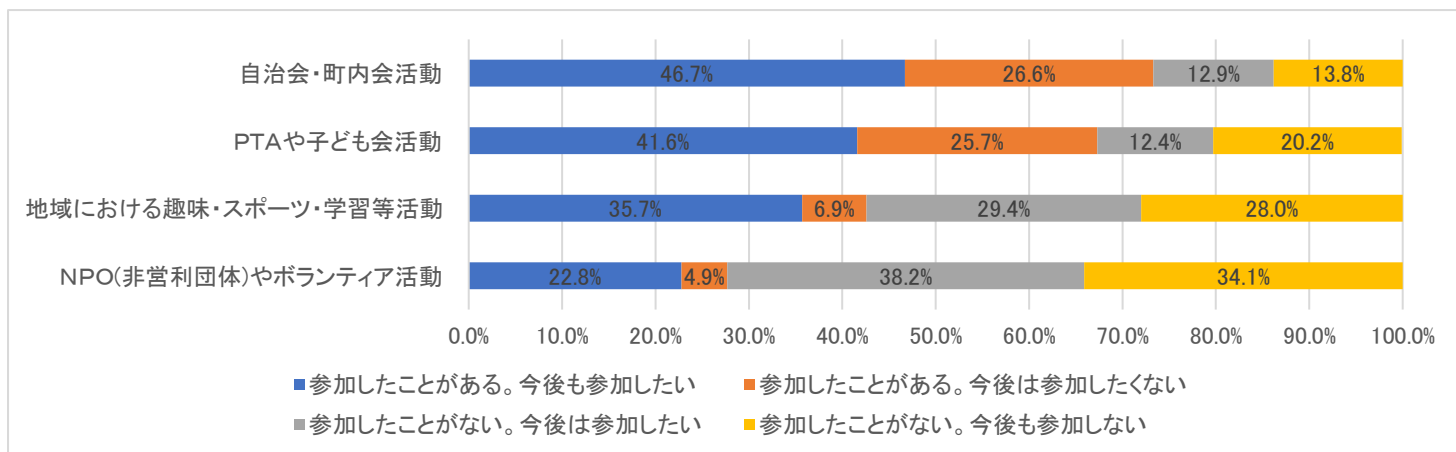


問9

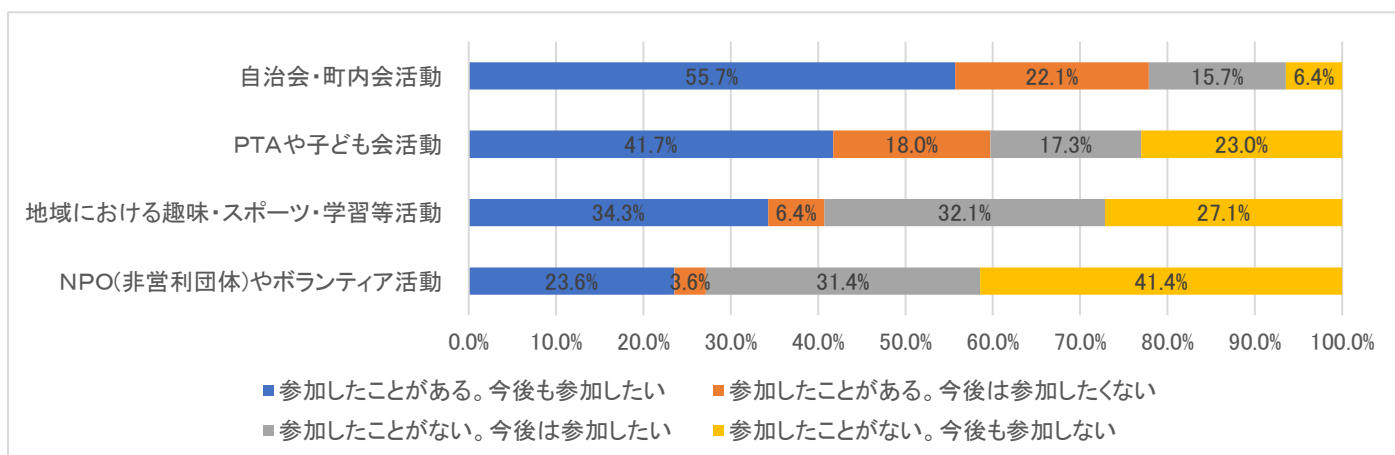
その他の意見

- 活動年齢の若年化を図る。
- 地域活動に参加できる、生活の余裕をすること。

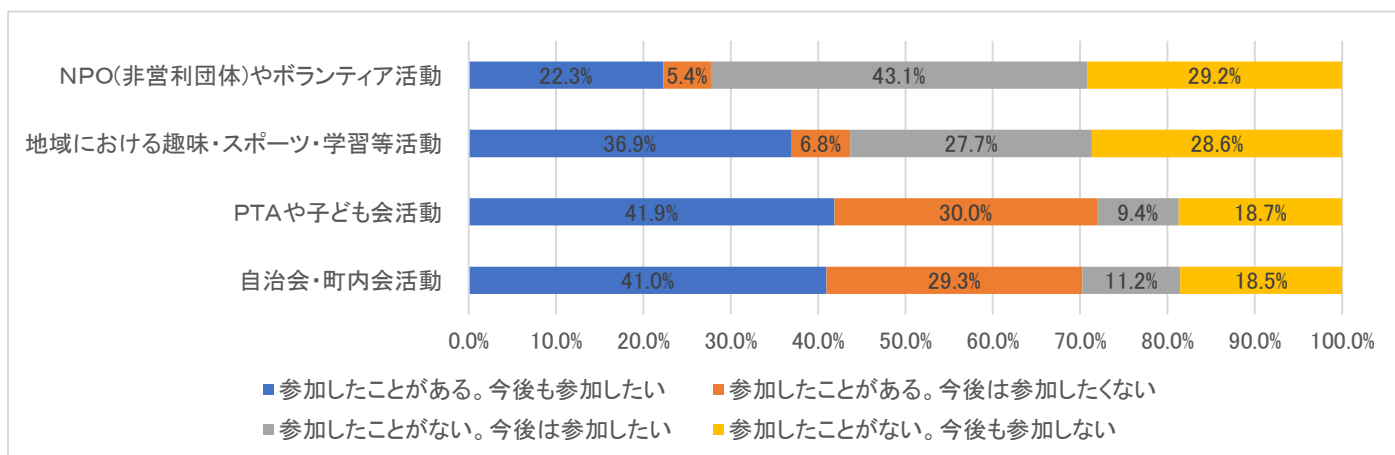
問 10 あなたは、次の地域活動について参加したことがありますか。



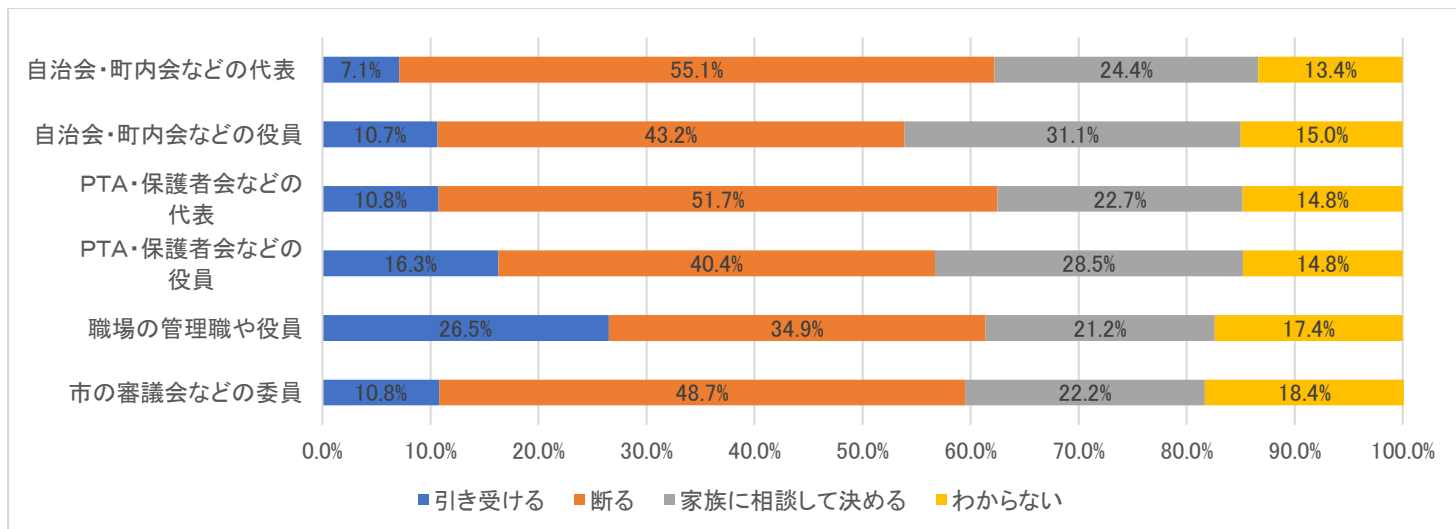
(男性)



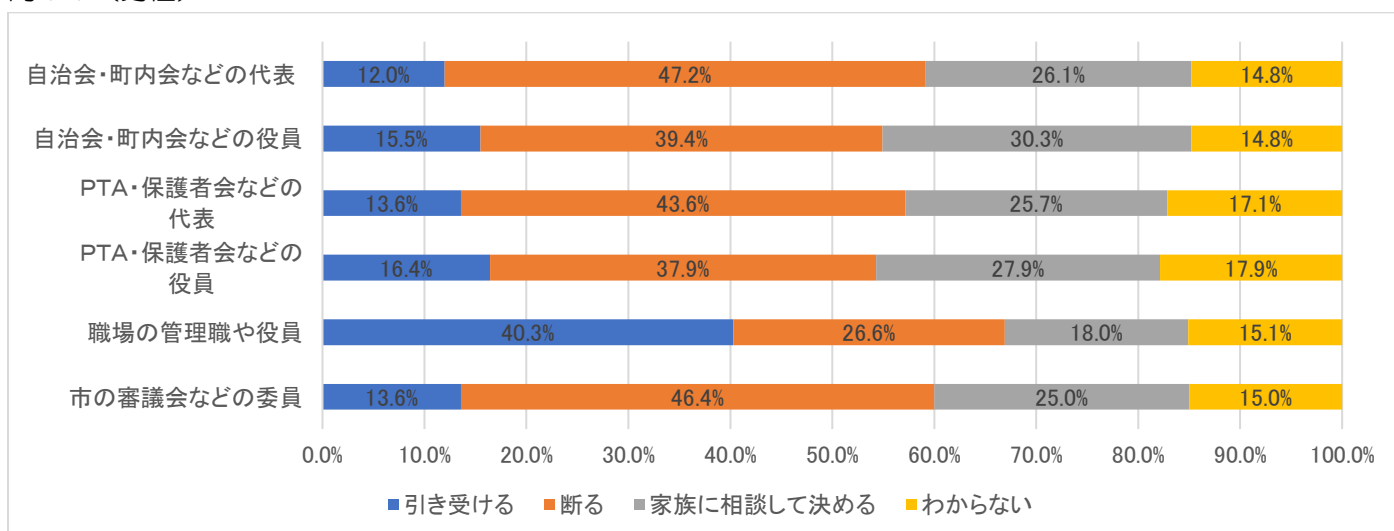
(女性)



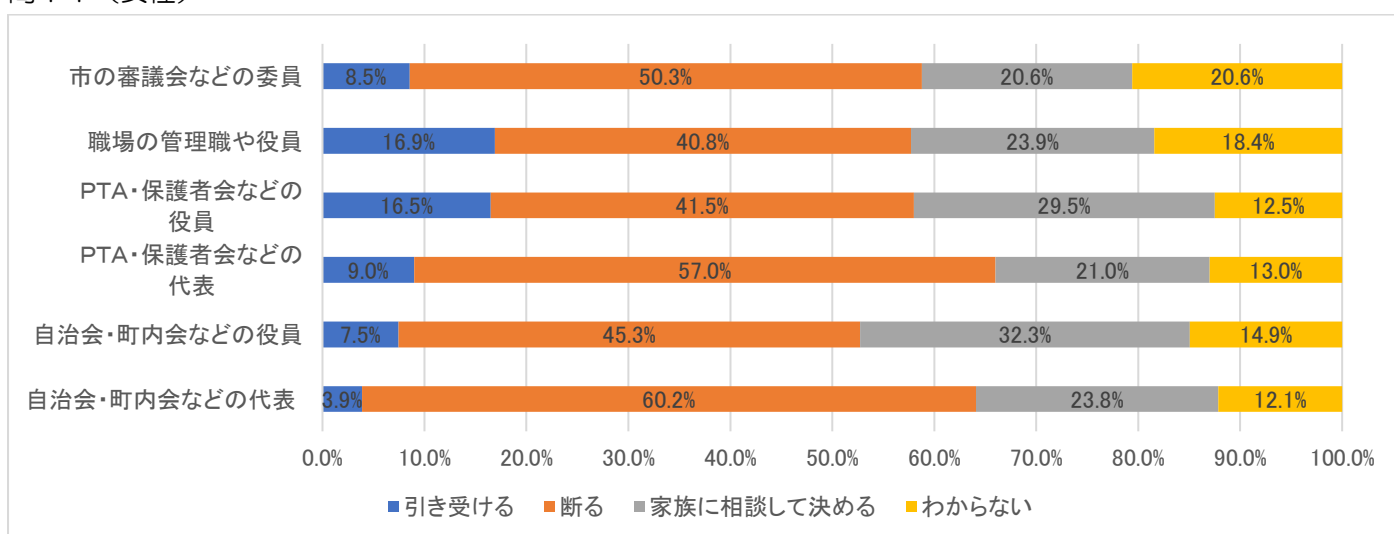
問 11 あなたは、次の役職について要請があった場合引き受けますか。



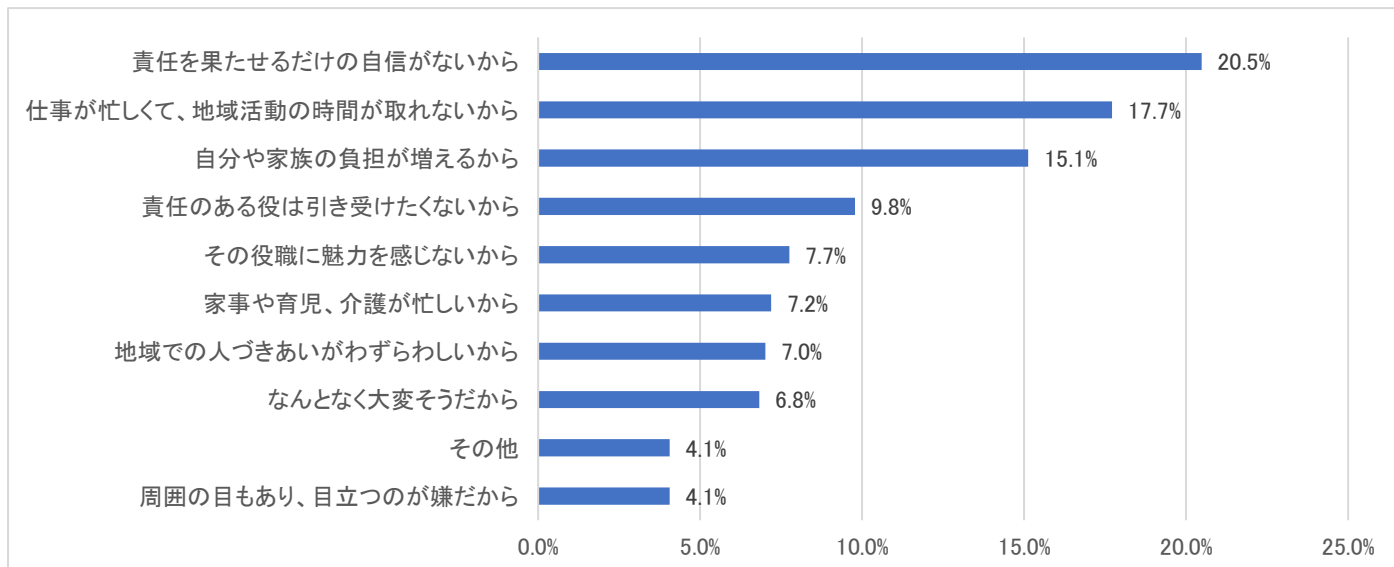
問 11 (男性)



問 11 (女性)



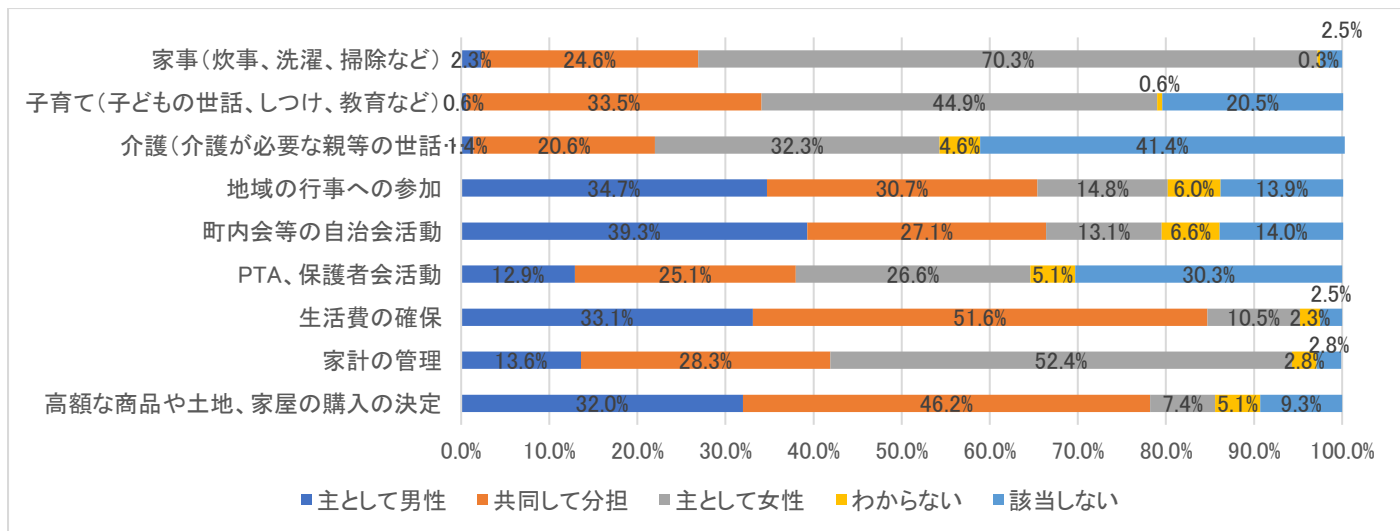
問 12 問 11 で 1 つでも「2 断る」を選んだ方にお伺いします。それはなぜですか。あなたの考えに近いものをお答えください。(3つまで)



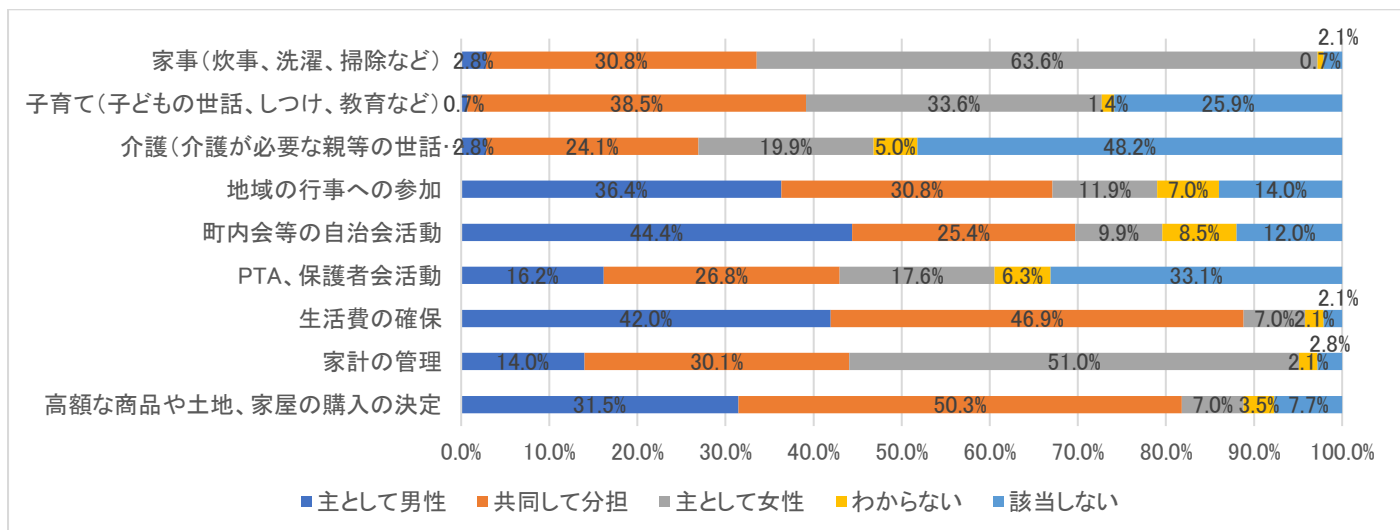
その他の意見

- 一度引き受けると、ずっと続くから。
- 輪番制であるなら引き受ける。生活から少し離れているため。
- 子供がいないため。
- 地域の長年者（昔からその土地にいる人たち）からの押し付け感が強い。協力的な様子がない。
- 男性中心の組織なので無理がある。
- 審議会などの委員を勤めて、何の役にも立たない気がする。
- 一度引きうけるとずっとその役職や他の役職を引き受けなければならなくなるから。
- 学生だから。
- 町内の人を知らない。
- そもそも構造を変えないと、現状が動かない。
- 以前やったことがあり、大変である事や後任が見つからない事。
- 身体を悪くしているため。
- 役職を持つメリットが感じられない。
- 子どもは成人しているから。
- 転勤族で、新庄市に定住できないから。
- 精神的、体力的に頑張り切れなさそうだから。疲れやすい。健康の問題。
- 病気のため。
- 役員にならなくても活動はできると思うので。

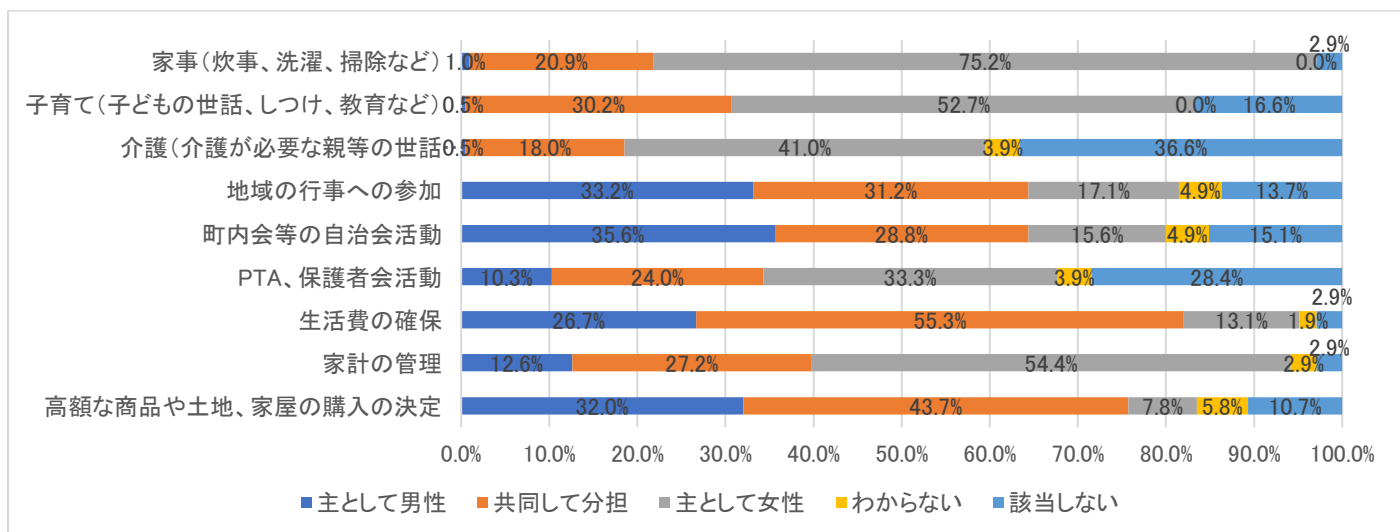
問 13 あなたの家庭では、次にあげることは主に男性、女性のどちらが行っていますか。



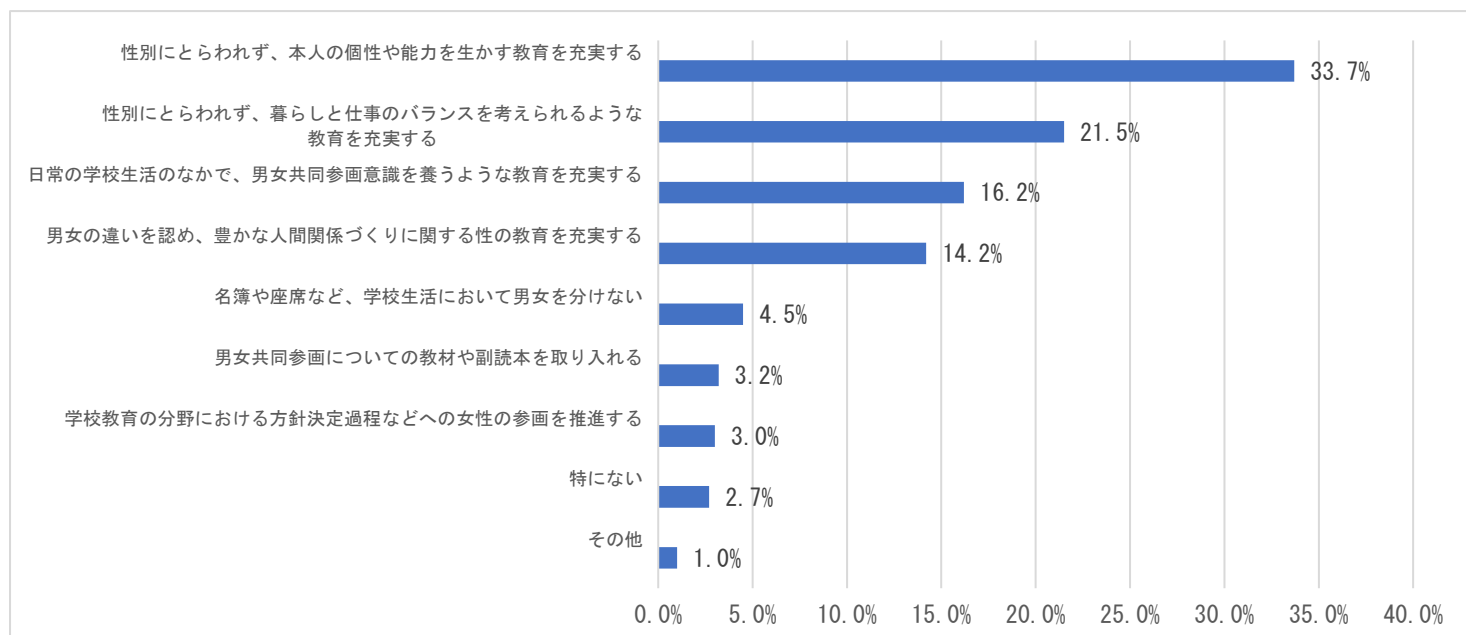
(男性)



(女性)



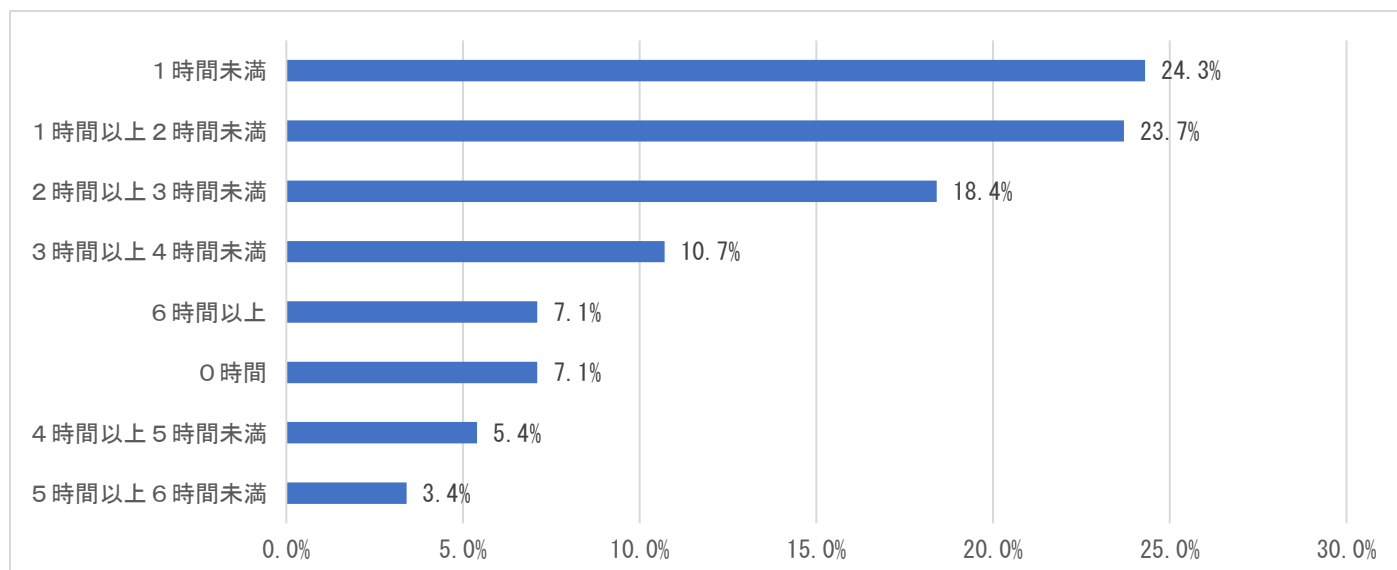
問 14 あなたは、男女共同参画社会を実現するために、学校教育の分野ではどのようなことに力をいれてほしいと思いますか。(3つまで)



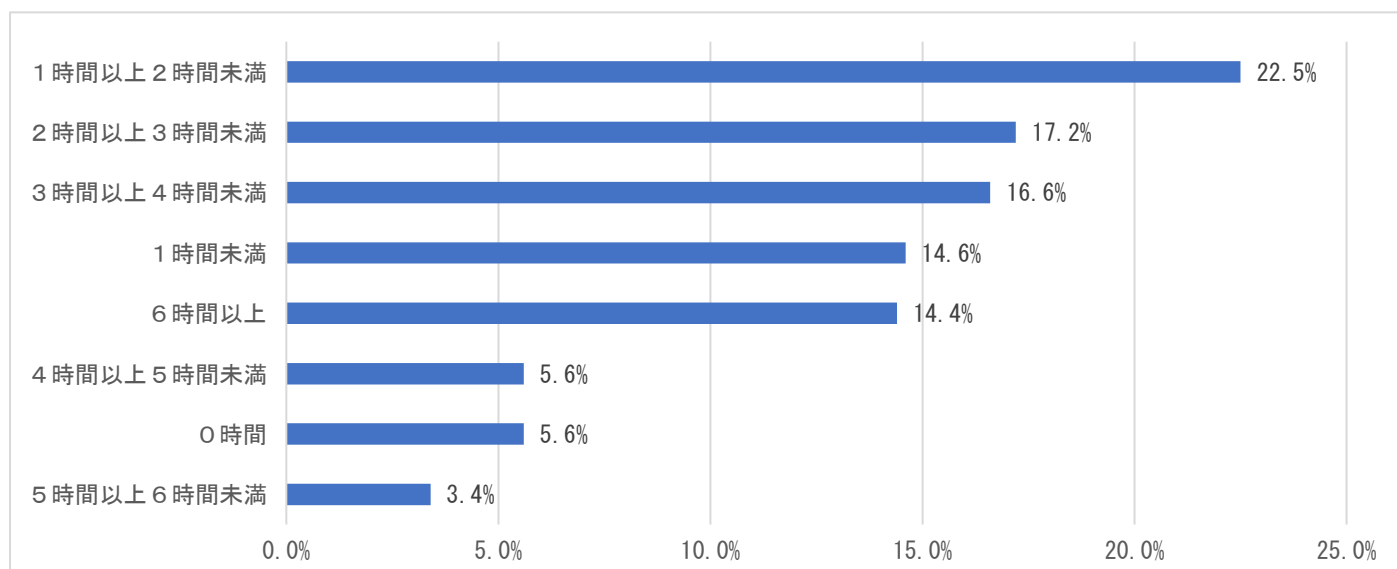
その他の意見

- いじめをしない、差別しない、子供の意見を聞く。大人は無視してる気がするから。
- 男だから、女だからという部分を先生が区別しない。
- 性別では無く性とのつきあい方を学ばせる。
- 上記の事よりいじめの事をもっと真剣に考えたらどうか。

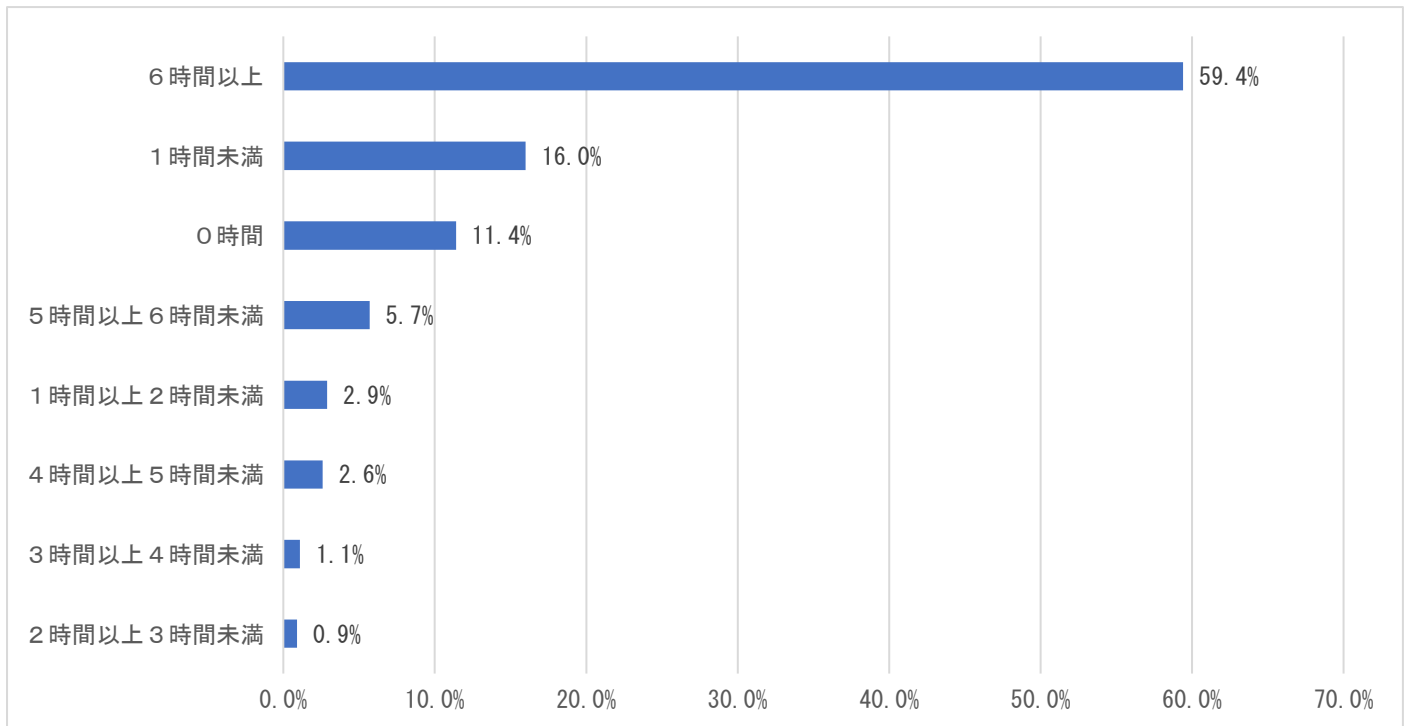
問 15-1 あなたは、平日の家事（買い物を含む）や子育て、介護等について、1日平均でどのくらいの時間を費やしていますか。



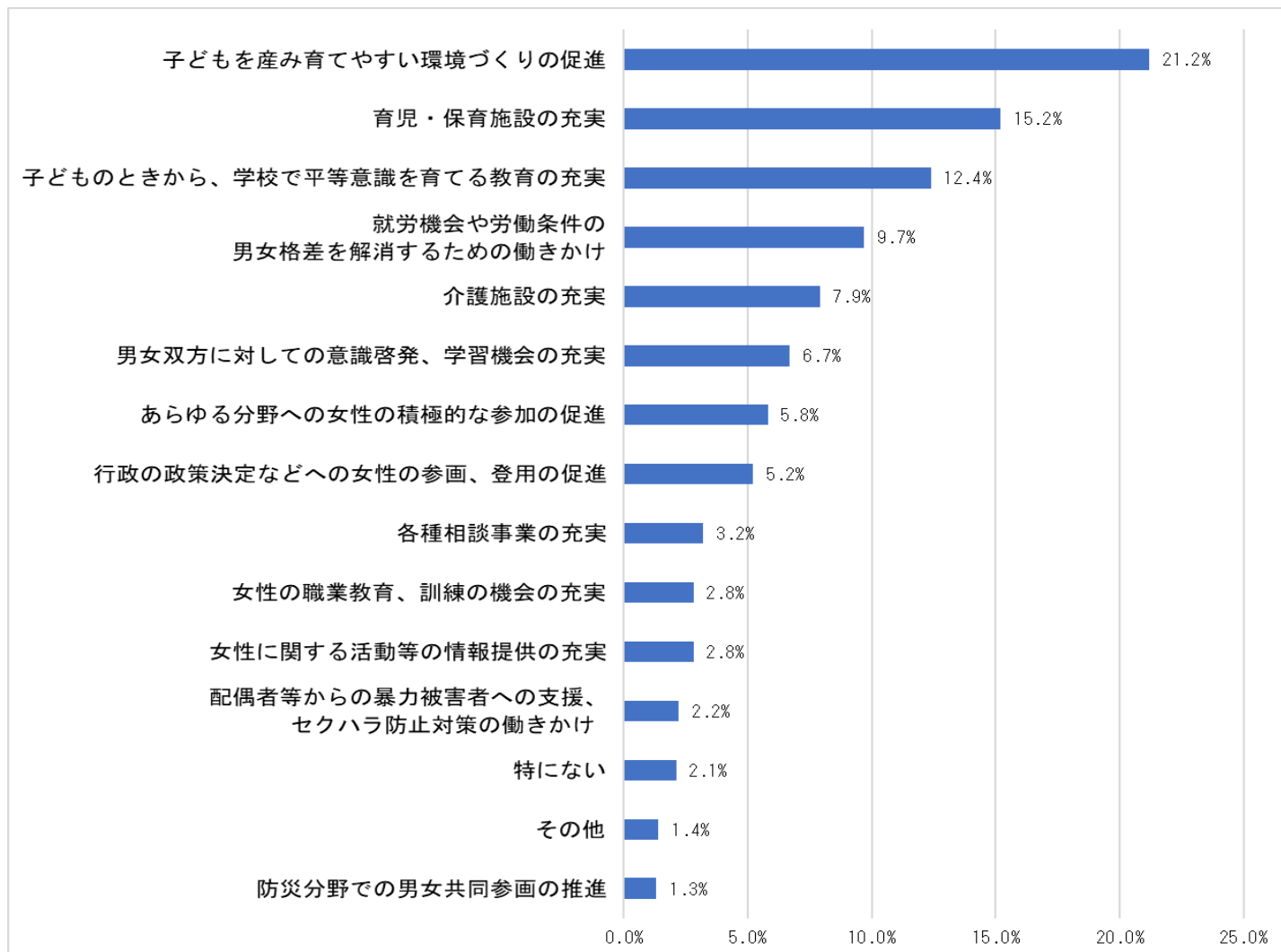
問 15-2 あなたは、休日の家事（買い物を含む）や子育て、介護等について、1日平均でどのくらいの時間を費やしていますか。



問 15-3 あなたは、仕事（通勤時間を含む）について、1日平均でどのくらいの時間を費やしていますか。



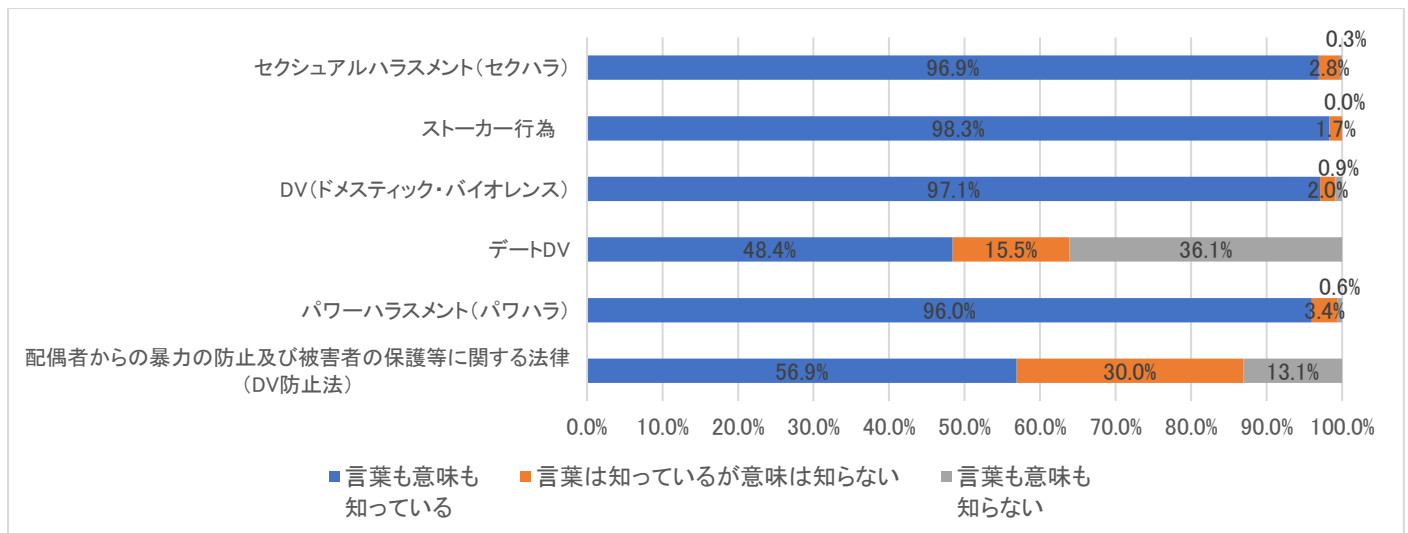
問 16 あなたは、性別に関係なく平等な立場で協力し合える社会にするために、新庄市としてどのようなことに力を入れると良いと思いますか。(3つまで)



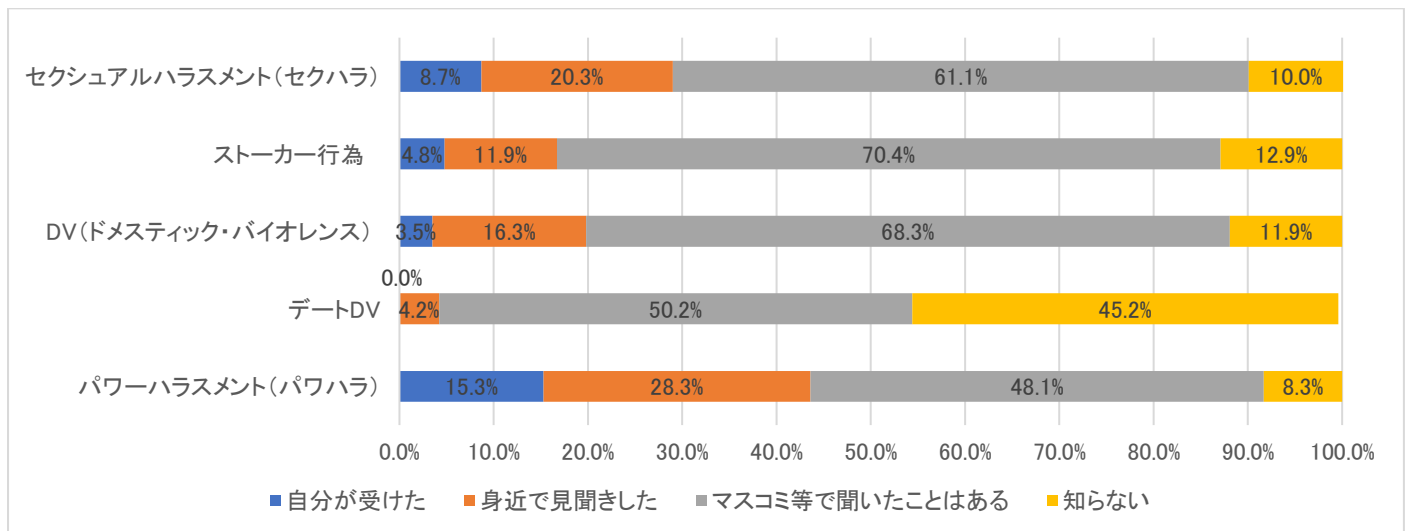
その他の意見

- 男女問わずに、有益な意見を反映することができる環境作り。
- 大学等の誘致。高校卒業後、男女共に学べる大学があると平等な立場で協力しあえる社会になると思う。
- 男性への意識啓発。
- 子供や若者の遊びの場の確保。
- カルチャー等、魅力のある街づくり。
- 男女同様時代になってからというもの、あまりにやっていることが進歩していないように感じます。男女の脳の違いからしっ
かり、男女の役割の違いを学ぶ場をつくること、行政のやるべきことと思います。行政が主導よりも一人一人が、もっと意識を
もって学ぶ場に参加していくことが必要かと思われます。
- 一人親で同居している人へも、他の一人親と同じ手当額。
- ストレスがあったからといって、女性に対して性的暴力をする男性が多すぎると思う。教員・公務員の不祥事でもよく報道され
るし、一般の男性でもニュースで見聞きする自覚して改めることができるようにならないと市民生活が危険だと思う。
- 身体的に構造が違うのだから、役割は違って当然の事も有ると思う。女性の考えや主張を受け入れ、加味する事が重要と思う。
- 期待しない。

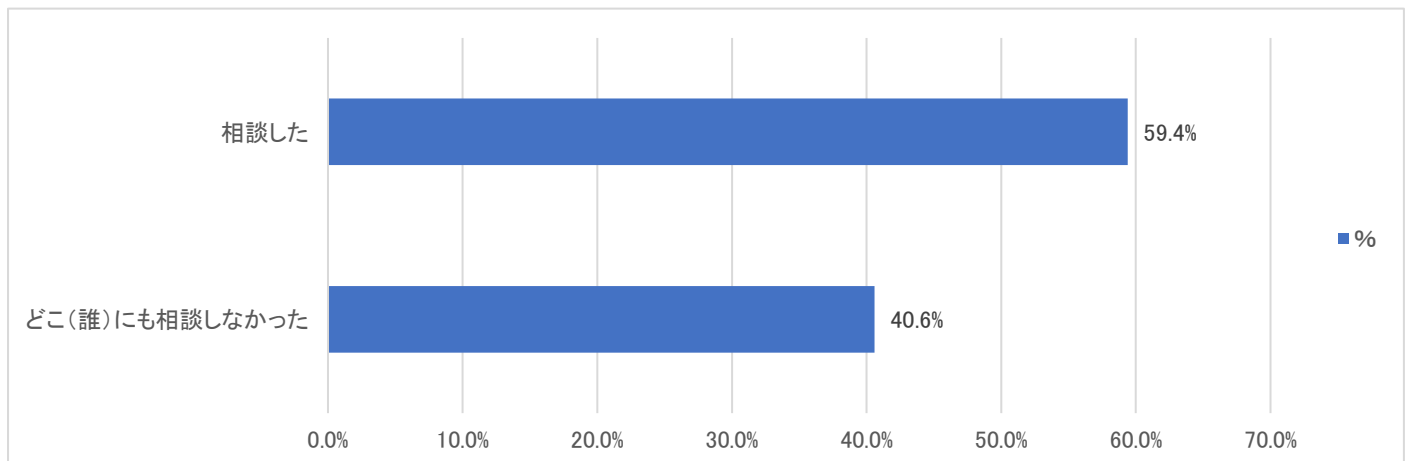
問 17 あなたは、次の言葉や法律について知っていますか。



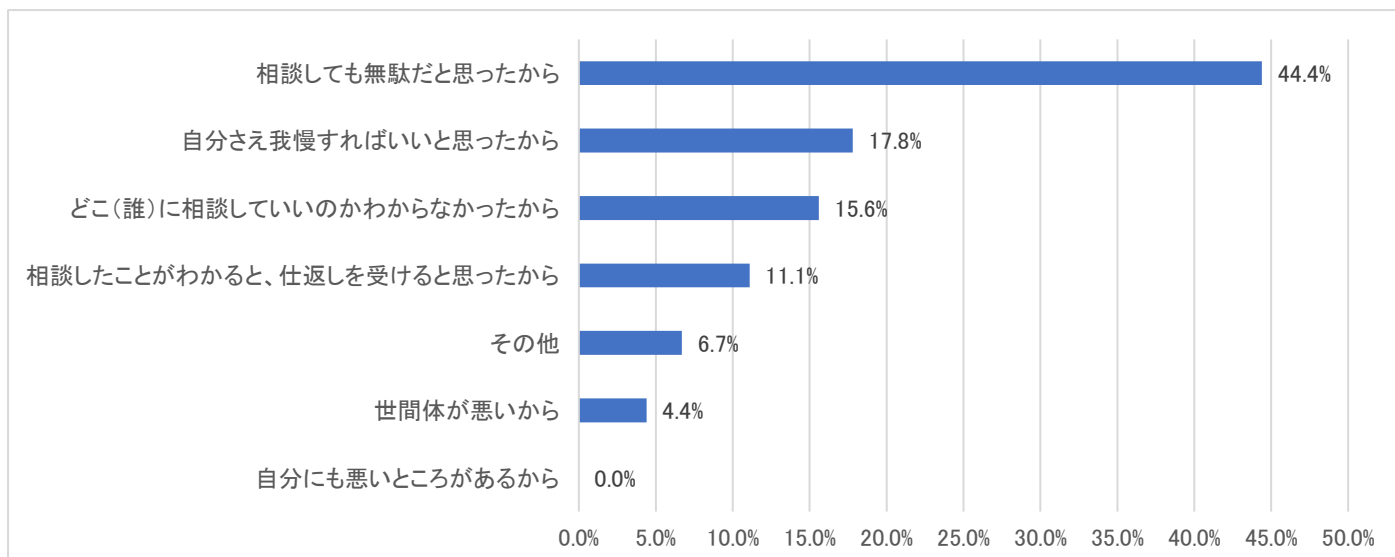
問 18 あなたは、次のような行為を受けたり、見聞きしたことがありますか。



問 19 問18の1~5の中で1つでも「1 自分が受けた」を選んだ方にお伺いします。あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



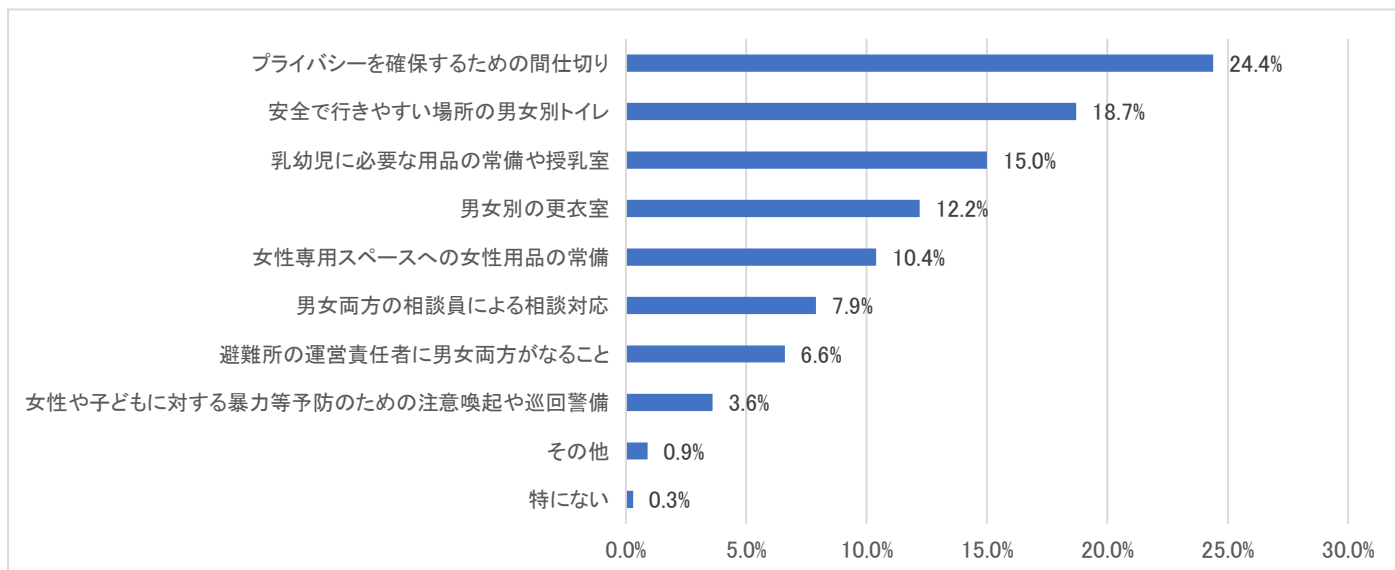
問 20 問19で「2 どこ（誰）にも相談しなかった」を選んだ方にお伺いします。どこ（誰）にも相談しなかった理由を、次の中からすべて選んでください。



その他の意見

- ・何をされたか理解できなかった。精神的に混乱したのか、ところどころなくなり、後から思えば、記憶を封じる自己防衛反応が起きたのだと思う。何事もなかったかのようにふるまってしまっていた。から元気になり、仕事ができなくなり、通院もしたが、それでも、それが原因だと気づくことができなかった。
- ・いずれ環境（職場環境）が変わると思ったから。

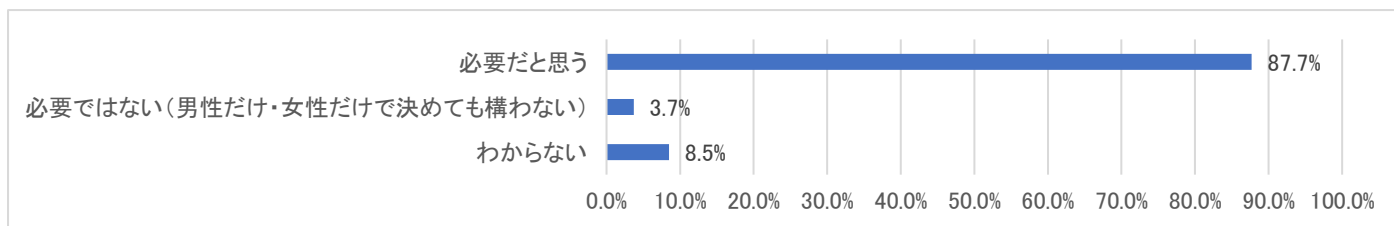
問 21 あなたは、災害発生時の避難所にはどのようなことが必要だと思いますか。（3つまで）



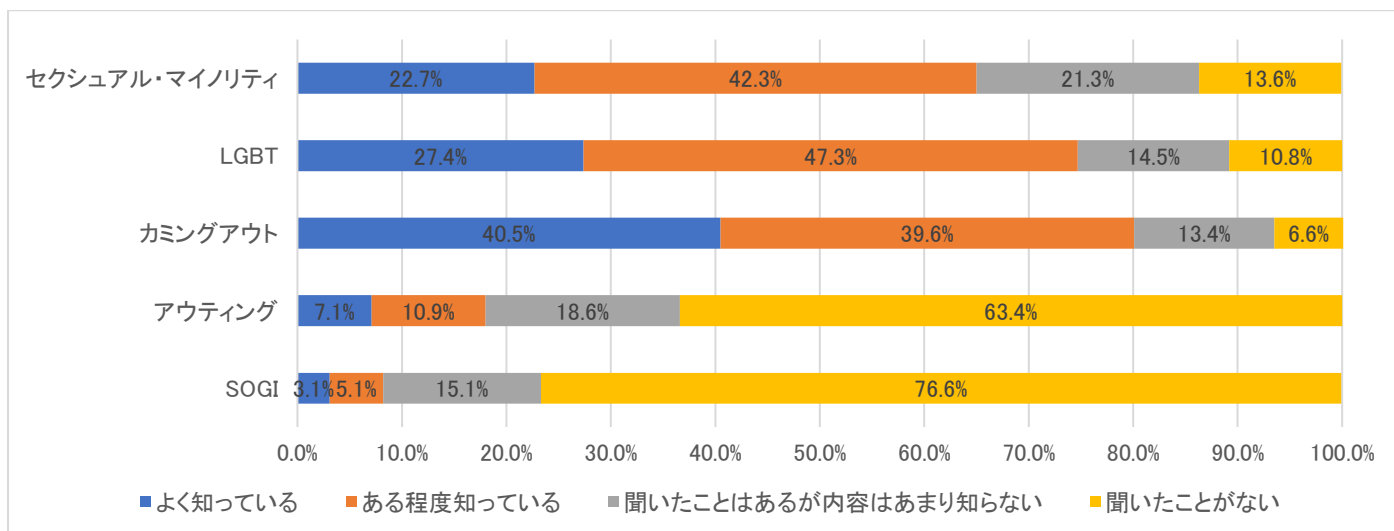
その他の意見

- ・短時間の間、誰でも何にでも使えるスペースの確保。
- ・障がいのある人にやさしい避難所。
- ・ペットをどう避難させるか決めておくこと。
- ・ウォシュレット。
- ・発達障害のある人が落ち着いて避難できる環境。
- ・動物もいられる場所。

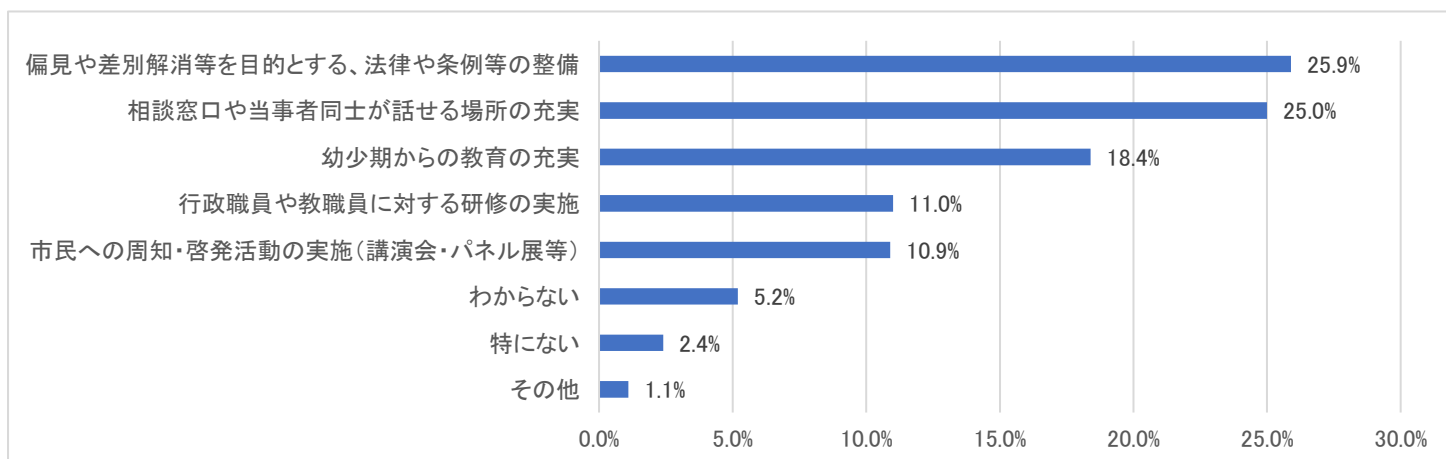
問 22 あなたの地域で、防災に関する計画（防災や被害を小さくするための計画、避難するときの計画など）を立てたり、決め事をする場合、男性と女性がどちらもメンバーとして参加する必要はあると思いますか。



問 23 あなたは、次の言葉と意味について、知っていますか。



問 24 あなたは、セクシュアル・マイノリティの方々にとって、どのような支援や対策が必要だと思いますか。（3つまで）



その他の意見

- ・若い世代で、そのような偏見はないように感じる。高齢層での偏見が強いように感じるので、時がたてば問題ない。
- ・過度な報道をしすぎない。最近LGBTQについて取り上げすぎだと思う。
- ・人それぞれだからしょうがない気がする。はすかしくはないと思う。
- ・支援というより自分の考え方で、あたり前ことと素直に思うことが必要だと思う。
- ・セクシュアル・マイノリティの方々の気持ちは、この方々しかわからないと思う。この方々が安心して相談できるような、この方々だけの場をつくる支援が必要と思う。

自由記述：男女共同参画に関して、あなたのご意見などをお聞かせください。（一部抜粋）

（20 歳未満）

- ・子供の頃に学んだことは大人になっても忘れないことがあるため、学校で日々、男女についての考え方を教えていくべきだと思います。
- ・自分のセクシュアリティについて悩んでいる方々が、少しでも減るような活動をしていただくと嬉しいです。

（20 代）

- ・田舎の方はまだまだ男女平等という考えがないと思います。特に歳をとった人達が多い新庄では「女のくせに・・・」という言葉をよく耳にします。そんな考えがなくなるようになればもっと若い人が住みやすい地域になるのではないのでしょうか。

（30 代）

- ・新庄市（というより山形）は、私の地元（関東）より男尊女卑が激しいと感じます。特にお年寄りの方。男性ばかり飲み会をして、女性はお世話をする…というような。時代錯誤すぎます。田舎のマインドを変えるべきです。
- ・女性には女性の、男性には男性の視点があるので、それをもっと大事にしてほしいと思う。いつまでも男尊女卑しているのはおかしい。時代にそぐわない。

（40 代）

- ・女性向けのセミナーはもう充分です。女性が活躍するためにフォローする側（男性や高齢の方）の意識改革がこの地域には必要だと思います。
- ・3 世代同居率も高く、子育ての面ではいいこともあると思うのですが、新庄最上地域では、家庭においては男女平等というか、夫が家事・育児に協力するのは難しいと思います。社会全体（祖父母世代も含めた）の啓発が必要かなと思います。真に男女が協力し合える社会になればと願っています。

（50 代）

- ・小学校の時から、あたり前のように教えていれば、少しずつではあるだろうが、あたり前と思える世の中になるのではないのでしょうか。
- ・自由な時代なのだから最低限のルールだけわかっていれば男も女もない。個人の考え方。まだまだ女性のすべきことみたいなのはあるけど、男性は男性であるし何とも言えない。

（60 代）

- ・私は 60 代なので、「嫁は家の仕事をするのはあたり前」と言われて、何をするにもきゅうくつな、時をすごして来ましたが、現在の人々はそういう所は理解をしてくれる方がほとんどだと思うので、どんなことでもやりやすいのではないのでしょうか。若いみなさん！ガンバって！

計画策定の経過

令和4年 2月	市民アンケート調査実施
令和4年 2月～5月	アンケート調査集計、分析
令和4年 7月	第1回推進検討委員会
令和4年 7月	第1回計画策定委員会
令和4年 9月	第2回推進検討委員会
令和4年10月	第2回計画策定委員会
令和4年12月	総務文教委員協議会報告
令和5年1月～2月	パブリックコメント実施
令和5年 3月	計画策定

委員名簿

区分	氏名	所属・役職名等
委員長	沼野 慈	特定非営利活動法人NPOもがみ理事長
副委員長	佐藤 亜希子	新庄商工会議所専務理事
委員	柿崎 広和	新庄商工会議所青年部会長
委員	竹村 優子	公益社団法人新庄青年会議所
委員	長沢 光章	新庄中核工業団地立地企業協議会
委員	杉原 英里	新庄横根山工業団地企業協議会
委員	早坂 智佳子	山形県司法書士会
委員	齋藤 憲男	新庄市小中学校校長会会長

事務局

所属・役職名等	氏名
新庄市教育委員会社会教育課長	渡辺 政紀
新庄市教育委員会社会教育課主幹	佐藤 勝幸
新庄市教育委員会社会教育課	小田桐 まなみ
新庄市教育委員会社会教育課	上村 亜沙美

◆新庄市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、新庄市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、新庄市男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議及び調査を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から選任された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

新庄市男女共同参画計画推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市において、一人ひとりの個性、資質、能力等を十分に発揮できる男女共同参画社会の推進のために効果的な制度の活用を検討することを目的とし、新庄市男女共同参画計画推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に定める男女共同参画計画の方針や指標及び施策の実施状況等について調査を行うもの
- (2) 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に定める男女共同参画計画を推進するために必要な検討を行うもの
- (3) 前号に掲げるもののほか委員長が必要と認めるもの

(構成)

第3条 検討委員会の委員長は社会教育課長とし、委員は総務課、成人福祉課、子育て推進課、健康課、農林課、商工観光課、環境課及び学校教育課の職員（新庄市行政組織規則（平成15年規則第13号）第26条第3項に規定する主任に相当する職以上の職にあるものに限る。）をもって充てる。

- 2 委員長は会議の座長を務め、検討委員会の業務を総理する。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に第1項に定める職員以外の職員を出席させることができる。

(報告)

第4条 委員長は、検討委員会の結果を教育長に報告するものとする。

(作業部会)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、総合政策課及び社会教育課に置き、庶務は社会教育課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討委員会で決定する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

第2次新庄市男女共同参画計画

令和5年3月

発行：山形県新庄市

編集：新庄市教育委員会社会教育課

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号